

## 議事日程第2号

令和5年9月1日(金) 午前10時開議

日程第1 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程第2号と同じ

---

### 出欠議員氏名

出席議員 (24名)

1番	佐野洋平	議員	2番	成澤和音	議員
3番	高橋千夏	議員	4番	関谷幸子	議員
5番	高橋英夫	議員	6番	高橋壽	議員
7番	小久保広信	議員	8番	影澤政夫	議員
9番	山村明	議員	10番	堤郁雄	議員
11番	植松美穂	議員	12番	古山悠生	議員
13番	島貫宏幸	議員	14番	木村芳浩	議員
15番	相田克平	議員	16番	遠藤隆一	議員
17番	太田克典	議員	18番	我妻徳雄	議員
19番	山田富佐子	議員	20番	佐藤弘司	議員
21番	鳥海隆太	議員	22番	島軒純一	議員
23番	齋藤千恵子	議員	24番	工藤正雄	議員

欠席議員 (なし)

---

### 出席要求による出席者職氏名

市長 中川 勝 副市長 大河原 真 樹

総務部長	神保朋之	企画調整部長	遠藤直樹
市民環境部長	佐藤明彦	健康福祉部長	山口恵美子
産業部長	安部晃市	建設部長	吉田晋平
会計管理者	本間加代子	上下水道部長	安部道夫
病院事業管理者	渡邊孝男	市立病院 事務局長	和田晋
総務課長	高橋貞義	財政課長	土田淳
政策企画課長	伊藤昌明	教育長	土屋宏
教育管理部長	森谷幸彦	教育指導部長	山口玲子
選挙管理委員会 委員長	玉橋博幸	選挙管理委員会 事務局長	佐藤幸助
代表監査委員	志賀秀樹	監査委員 局長	佐藤徹
農業委員会会長	小関善隆	農業委員会 事務局長	小田浩昭

~~~~~

出席した事務局職員職氏名

|      |       |        |      |
|------|-------|--------|------|
| 事務局長 | 栗林美佐子 | 事務局次長  | 細谷晃  |
| 総務主査 | 飯澤倫代  | 議事調査主査 | 曾根浩司 |
| 主事   | 戸田修平  |        |      |

~~~~~

午前10時00分 開 議

- 相田克平議長 おはようございます。  
ただいまの出席議員24名であります。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の会議は議事日程第2号により進めます。

日程第1 一般質問

- 相田克平議長 日程第1、一般質問を行います。  
順次発言を許可いたします。  
一つ、米沢市学校給食基本方針及び「中学校における給食提供方法に関する検証について」について外1点、6番高橋壽議員。  
〔6番高橋 壽議員登壇〕（拍手）
- 6番（高橋 壽議員） 私は、米沢市の学校給食の基本方針及び「中学校における給食提供方法に関する検証について」、そして学校給食共同調理場の運営について、この2つについて質問いたします。  
まず、第1、学校給食の基本方針に従って学校給食事業を実施するに当たり、財政負担をどのように検討したのか、お伺いしたいと思います。  
さきの6月定例会で、私は中学校の給食共同調理場の整備費用と、「老朽化している」とする市内の小学校の給食調理場の建て替え、大規模改修費用の総額が将来30億円を超えることになると指摘いたしました。そのことに対し、教育管理部長は、手元に資料がなく、検証できないと答弁しています。今回は、改めて手元の資料に基づいて財政負担をどう検討していたのか、お伺いしたいと思います。  
そして、「中学校における給食提供方法に関する検証について」というペーパーがあるわけです。これについては、1から6まで項目がございます。1から5については、それぞれ評価を述べてい

す。評価しているわけです。しかし、6の事業費比較については、何ら評価について述べておりません。なぜ評価していないのでしょうか。改めて6の給食施設整備における事業費比較について、その評価について教育委員会がどのように認識していたのか、そして今どういうふうに認識しているのか、お伺いしたいと思います。

次に、本市の学校給食親子調理方式について、検証した結果、教育委員会は問題が多いので廃止するとしてしました。その場合、廃止すると判断する前に、親子方式の問題や課題の解消のために、他の自治体の事例を参考に研究や検討はされましたか。学校給食検討委員会では、自校調理方式ができない場合は親子方式の継続も検討することとしています。ほかの自治体の事例を研究、検討した結果、廃止するとしてしたのかどうか、お伺いしたいと思います。

次に、小学校の給食室を建て替える場合、原則現在地と教育管理部長は答弁してきました。その判断は何に基づくものなのですか。これまでも繰り返し指摘してまいりましたけれども、ほかの自治体では自校調理方式の給食室の建て替えに給食センターのバックアップ機能が不可欠な条件とはなっていません。給食センターがない自治体がほとんどなわけですが、自校調理方式を採用しているところについては、現在地が建て替え場所として最適かどうかは、それぞれの小学校を実際調査してみなければ判断は下せないのではないですか。実際、既に各小学校を調査、検討して、その上で現在の場所が建て替える場合の最適地だと判断しているのですか。お伺いしたいと思います。

次に、老朽化している小学校給食室の建て替えについては、米沢市学校施設長寿命化計画の5年ごとの見直しの最初の年度が令和7年になるわけです。この令和7年度の長寿命化計画の見直しに合わせて建て替えの検討を行い、そして、この長寿命化計画の次の実施計画に入れられるかど

うかを含め検討していくと答弁してきました。

6月定例会で指摘した給食センターの余剰調理可能食数との関係でいえば、早くても令和15年頃の500食の余剰調理食数が出てこなければ、給食センターのバックアップ機能を活用することで建て替えをしていくとする計画は実行できないわけです。老朽化している小学校給食室の建て替えはいつから始めると、学校給食の基本方針を策定したそのときに考えていたのですか。令和2年あるいは令和3年頃のことだと思います。いつから小学校の老朽化した調理室の建て替えを進めようと当時考えていたのですか。お伺いしたいと思います。

次に、この夏休み期間を利用して、市内の小学校の給食室にエアコンの設置が一部始まりました。昨年、令和4年度に実施設計を終え、設置工事期間を令和5年度、今年度と来年度以降、設置していくということになっているようですが、令和5年度に4校、残る6校は令和6年度以降としています。夏場の給食室の調理環境の改善は、これまで教育委員会の会議の中でも喫緊の課題としていたのではなかったですか。設置までに3年もしくはそれ以上とした理由は何なのでしょう。お伺いしたいと思います。

次に、学校給食共同調理場の運営に伴っての質問になります。栄養教諭あるいは栄養士、調理師の配置体制についてお伺いしたいと思います。

まず最初に、共同調理場の開業前の令和7年度と開業後の令和8年度の市内の小中学校の給食業務に従事する栄養教諭、栄養士、そして給食調理師の人数はどのように変わっていくのでしょうか。

また、共同調理場の場合、令和8年度のそれぞれの人数はどのようになるのか、お伺いしたいと思います。

最後の質問ですが、共同調理場開業と同時に、中学校給食の親子給食で配置されている会計年度任用の調理師、この方々の人数が減ることにな

ると思います。そして、さらには令和9年には統合小学校が開校いたしますから、ここでも人数が減ると考えられます。

令和8年度に共同調理場が開業になる、そのときの会計年度任用職員の調理師の減員数を何人と現在推定されているのか。

また、共同調理場の調理師の配置人数に基準はあるのかどうか。食数などとの関係での配置基準というのは、新たに開業する共同調理場、その場合に基準はあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

以上、質問いたします。

○相田克平議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私から、1、米沢市学校給食基本方針及び「中学校における給食提供方法に関する検証について」の御質問にお答えいたします。

初めに、(1)「中学校における給食提供方法に関する検証について」の「6 給食施設整備における事業費比較」の評価と認識はどのようなものだったかとの御質問ですが、これまでも繰り返し答弁させていただいておりますが、当該事業費は事業規模を確認するために試算したものであり、事業費の多寡をもって中学校における給食提供方法を決定しておりません。

このたび学校給食共同調理場整備運営事業をPFI事業で進めるに当たり、さきの6月定例会において当該事業に係る債務負担行為について議決いただいたところですが、事業費の内訳としてお示した施設整備費相当額20億6,700万円については、今年2月に策定した米沢市学校給食共同調理場基本構想・基本計画に係る策定支援業務やPFI事業を推進するためのアドバイザー業務の委託料を含むほか、利子支払い分等を含んでいるものです。

また、施設整備費の積算については、施設規模や建設予定地を決定し、アレルギー対応食専用調理室や調理工程を望む見学スペースの設置など、

より具体的な施設機能を整理した上で、専門事業者に業務委託を行い、入札公告時に公表する要求水準書の内容を具備した、より精緻な数値を算出しているところであり、県道に接続するための取付道路の整備など、施設以外の必要経費も含むものであります。

「中学校における給食提供方法に関する検証について」は、令和3年4月に米沢市学校給食基本方針（案）と併せて議会にお示しした資料であります。掲載された事業費については、現在と前提条件や積算方法も全く異なるほか、民間業者の協力を得て試算した当時から2年以上経過しており、その間、物価も著しく上昇しておりますので、当時の資料を用いて現在の事業費を比較し、評価・検証することはできないものと考えております。

また、当該資料でお示しした事業費については、議会からの要望にお応えし、翌月、令和3年5月の市政協議会で自校調理方式及び親子調理方式の場合における学校ごとの事業費をお示しましたが、その前提条件として、既存施設の解体や用地取得に係る経費は見込まないこと、現校舎への接続や既存廊下の防火対策などの経費は見込まないこととしております。

各小学校の給食施設を建て替えると仮定し、今後の整備事業費を見込む場合は、具体的に校舎との接続を検討したり、建築基準法を満たすための経費を積算したりする必要があるほか、計画年度における物価の動向等についても考慮する必要がありますと認識しております。

次に、（2）本市の親子調理方式の課題解決について、他自治体の事例を参考にするなどの研究、検討はしたかとの御質問についてお答えいたします。

結論から申し上げます、親子給食を継続するための検証に当たって、他自治体の事例を参考にすることについてはいたしておりません。理由としましては、各自治体によって条件は異なり、個々の

事情に応じて運営されていることに加え、調理従事者の労働環境についての考え方や給食施設設備の状況、施設を整備する実施主体者の考え方が重要であると考えているからであります。

本市では、親子調理方式で中学校給食を提供していますが、実施に当たっては、先に中学校分を調理し、搬出してから小学校分を調理するというように、1日2回の調理を行っています。こうした時間的制約がある状況下での調理業務は、非常に煩雑で、膨大な量となっており、さらに衛生管理や食物アレルギー対応などにより高い集中力が求められるなど、親子調理方式を実施する小学校に配置される調理従事者にとって、精神的・身体的に大きな負担となっており、予期しないけがや事故を招くことが危惧される状況にあることから、現在の親子調理方式による給食提供の継続はしないこととしたところであります。

また、小学校分と中学校分を一度に調理する場合には、回転釜や流し台といった設備が不足しており、現在の調理場に増設するスペースはないことから、建て替え等が必要となり、工事期間における当該小学校からの給食の提供は困難となるのが予想されます。

「中学校における給食提供方法に関する検証について」の資料にもありますが、子供たちの健康保持増進や食習慣を養うという学校給食の基本的目標を果たすためにも、でき得る限り学校給食を継続して提供することが大事であると考えております。

なお、令和2年度の学校給食検討委員会において、工場となる親子給食施設を住居専用地域に整備する場合は、建築基準法第48条に基づく特例許可を受ける必要があるとして、課題の一つとされていましたが、最終的な検証に当たって、親子給食を継続しないこととした直接的要因にはなっていないため、「中学校における給食提供方法に関する検証について」の資料には掲載していないところであります。

次に、(3) 小学校給食室を建て替える場合、現在地としているが、その判断は何に基づくものかとの御質問についてお答えいたします。

施設を増築する場合には、本体施設との接続を考慮する必要があります。既存の壁を壊す場合は、建築物の構造上の安全性に大きく影響を及ぼすと考えられることから、既存の開口部から渡り廊下等で接続できる場所に整備を検討することが一般的であると考えています。

また、学校敷地における配置についても、給食食材等を納入する業者の車両が出入りすることから、児童の安全を十分に確保し、冬期間も含めて効率的な車両動線を確保できる場所に配置する必要があるほか、調理場施設整備に付随する給排水設備等の整備についても、現在地であれば、より効率的な整備が期待できると考えているところです。

なお、言うまでもなく、実際の建て替えに当たっては、それぞれの施設の諸条件を見ながら、適切な配置を考え、判断していくものであり、現在の位置にこだわるものではありません。

次に、(4) 市内小学校給食室の建て替えはいつ頃から始める考えかとの御質問にお答えいたします。

既存の給食施設は、劣化状況に応じた長寿命化改修や建て替え等、米沢市学校施設長寿命化計画の中で学校施設全体と併せて検討していく必要があるものと考えており、令和7年度の長寿命化計画の見直しの中で検討してまいります。

学校給食共同調理場基本構想・基本計画においては、共同調理場の稼働後において調理食数の減少が見込まれていることから、その余力をもって小学校給食施設の緊急的な修繕工事や長寿命化計画に基づいた給食施設の改修工事時にバックアップ機能を果たせる施設として考えたところです。

小学校の給食施設については、親子給食を導入した際に大規模改修を行った施設もあり、経年による

相応の老朽化はあるものの、使用できないといった状況には全くないものと認識しております。将来的に緊急的な修繕工事や大規模改修が必要となる施設も想定されるところですが、共同調理場のバックアップ能力に合わせて整備する学校を決めるということは想定しておりません。

これからも継続的に定期点検を行いながら、夏休み等の長期休暇等を活用し、段階的に設備の更新や改修等を実施し、安全安心な給食を提供できるよう、適切に管理してまいります。規模の大きな改修等が見込まれる場合については、共同調理場から供給できる能力を勘案しながら、改修内容や時期等について慎重に検討してまいりたいと考えております。

統合が確定していない小学校の給食室については、今年度から空調設備の設置を進めてまいりますので、建て替え等については喫緊の必要性は低いものと考えておりますが、将来的には最新の学校給食衛生管理基準やHACCPに準拠した仕様への対応についての検討も必要と考えております。

なお、PFI事業として実施する学校給食共同調理場整備運営事業の事業期間に合わせて小学校給食施設の建て替えを完了するという考えはございません。

次に、(5) 市内小学校給食室のエアコン整備はどのくらいの期間がかかるのか。またその理由は何かとの御質問にお答えします。

小学校給食室における空調設備については、米沢市まちづくり総合計画第4期実施計画に位置づけし、令和4年度から実施することとしておりました。

令和4年度には、既に空調設備が設置されている上郷小学校を除き、現時点で統合が確定していない興譲小学校、東部小学校、西部小学校、南部小学校、北部小学校、愛宕小学校、万世小学校、南原小学校、窪田小学校、松川小学校の全10校を対象に設計業務を実施いたしました。

今年度につきましては、東部小学校、南部小学校、北部小学校、窪田小学校の4校について空調設備の設置工事を実施しており、残る6校については令和6年度、令和7年度にかけて実施し、完了させたいと考えております。

その理由ですが、限りある予算で学校施設の維持管理を行うには、安全第一を基本としながらも、他の営繕と併せて緊急性や優先度を勘案しながら事業を選択し推進する必要があることから、複数年度での整備としているものです。

給食室における調理師の熱中症対策としては、令和2年度にアイスベストを全職員に貸与するとともに、同年から順次、火気や熱を発生する機器の使用が長時間に及ぶ親子給食実施校を中心にスポットクーラーを設置しています。

なお、異常気象とも思える今年の夏の気温が高い状況の中、本市における熱中症対策については、米沢市熱中症対策推進会議を設置し、市全体で取り組んでいるところであり、さらに、現在進めているまちづくり総合計画第5期実施計画を策定する中で、給食室空調設備の設置時期の前倒しができないか検討してまいりたいと考えております。

続きまして、2、学校給食共同調理場の運営についての御質問にお答えいたします。

初めに、(1)共同調理場運営開始前の令和7年度と運営開始後の令和8年度では、市内小中学校給食業務に従事する栄養教諭、栄養士及び調理師の人数はどのように変わるのか。共同調理場の場合、令和8年度の人数はどのようになるのか、及び(2)のうち、共同調理場における調理師の配置人数に基準はあるのかとの御質問にお答えいたします。

栄養教諭や学校栄養職員の配置人数につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定されています。

学校給食単独実施校、すなわち本市においては自校給食を行っている小学校がこれに該当しま

すが、この場合、550人以上で1人の配置、550人未満では4校に1人の配置となります。共同調理場においては、1,500人以下の場合1人、1,501人から6,000人までの場合2人、6,001人以上は3人の配置となります。

これに基づいて試算した場合、令和7年度においては、親子給食により550人を超える学校が3校であることから3名の配置、それ以外の小学校11校は550人未満であることから3名の配置となり、その合計で6名となります。

また、令和8年度には共同調理場へは2人の配置、それ以外の小学校14校はいずれも550人未満であることから4名の配置となり、その合計は6名となります。

学校給食における調理師の配置については、昭和35年に文部省から食数区分ごとの配置基準が示されましたが、その後の共同調理場の普及や施設整備の近代化、パートタイム職員の増加などから、実情に合致しない点が見られるようになったとして、昭和60年の文部省通知により、当該配置基準については地域や調理場等の状況に応じて弾力的に運用することとされ、各自自治体の考え方によるものとされました。

本市では、独自の配置基準を定め、加えて各小学校の実情に応じて必要な人数を加配した配置計画に基づき人員を配置しているところです。

本市配置基準における小学校に配置される予定の調理師の人数は、児童生徒数の見込みから推計しますと、令和7年度が49人、令和8年度が34人と見込んでおりますが、実際の配置については各小学校の調理現場の状況を考慮し人数を加配するなどの配慮を行っておりますので、現時点では配置基準による人数としてお知らせします。

令和8年度に稼働する共同調理場に配置される調理師の人数については、PFI事業者の提案によることとしていることから、現時点では未定です。

これから整備を進める共同調理場については、

PFI事業として施設の設計、建設、維持管理及び運営を一体的に発注いたします。調理室の面積や調理動線、設置する調理設備の性能や設置数などにより調理師の必要人数は異なりますし、雇用形態によっても人数は変わってまいります。安全安心な給食を提供するための要求水準書は、施設設備から運営内容まで詳細に示しておりますので、事業者として必要な人員を配置するものと考えているところです。

なお、学校給食の配置基準については、さきに述べたとおり、直営または委託といった運営形態での違いはなく、共同調理場として独自の基準があるわけではございません。

このたび、米沢市学校給食共同調理場整備運営事業の事業費の積算に当たっては、令和5年3月定例会予算特別委員会において教育総務課長が御説明したところでありますが、基本構想・基本計画策定支援業務及びアドバイザー業務の受託者の実績等に基づき、2,100食を想定した共同調理場に係る調理運営費用の総額を積算したものであり、調理師の配置人数から人件費を求めるといったことはいたしておりません。

次に、(2)令和8年度共同調理場運営開始に伴い、会計年度任用職員調理師の減員数は何人と推定しているのかとの御質問にお答えいたします。

令和8年度の小学校における調理師の配置については、中学校給食を調理する必要がなくなった調理現場においても、配置基準を基本としながら、それぞれの学校の事情に応じた人数を整理した上で配置計画を検討してまいりますので、現時点では配置基準による人数としてお答えします。

なお、現在の正規職員数から推計した学校給食に配置可能な職員の人数は、令和8年度において28人の見込みです。

会計年度任用職員については、小学校給食に必要な配置計画を満たすために必要な人数を任用してまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番(高橋 壽議員) まず最初に財政比較のところですが、当時の令和3年時あるいは令和2年時の数字と、それから2年たった現時点での数字の比較、これは意味がないような答弁だったと思います。

それで、私がお伺いしたいのは、令和3年の議会に提出された時点での自校調理方式、親子調理方式、センター調理方式、それぞれ費用が出ているわけです、試算された費用。令和3年と今の時点での比較はあまり意味がないとおっしゃるのであれば、令和3年の時点で作された自校調理方式、親子調理方式、センター調理方式、これを比較した数字があるわけですね。それについての教育委員会としての費用比較に対する評価、それは「中学校における給食提供方法に関する検証について」で6項目について書いてあるわけですが、そこで評価していないわけです。その数字に対する評価。当時の令和3年の3つの方式を比較した数字についての教育委員会としての認識あるいは評価というのはどういうものだったのか、お答えいただけますか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 教育長からも答弁させていただいたところでありますけれども、この数字につきましては、これまでも答弁させていただいたとおり、民間業者の協力を得て試算した事業の規模感、施設整備の規模感をつかむために試算していただいた数字であります。

今議員から、質問のタイトルにもあります「中学校における給食提供方法に関する検証について」という資料でありますけれども、おっしゃられるとおり1から6まで6項目あるわけですが、私どもとしてはこの1から5の評価・検証の中で、中学校の給食の提供方法については当時はセンター方式、いわゆる学校給食共同調理場を整備して、そこから中学校に給食を提供していくと、そ

のような方法で令和8年度以降考えていきたいという方針を定めたことから、この6番にあります事業費の比較についてですけれども、精緻な数値を積み上げた、そういったものでもないことから、特にこれをもって評価したり、あるいは検証したりという作業は正直申し上げて行っていません。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番（高橋 壽議員） 事業規模をつかむために出したということですが、事業規模はこの数字から分かるものではないのですか。事業規模というのは、建物の大きさや、あるいは面積やら、そういうことが事業規模だと思います。この費用です、施設整備の費用額、その後にはランニングコストが出ていますけれども、だから事業規模をつかむという意味合いでこの数字を出してもらったのだという話は理解できないものだと私は思います。だって面積なんていうのは業者が出したので分からないと今までずっと答弁してきたわけです。私が申し上げているのは、この金額について多い・少ないということになっているわけです。そのことについて、教育委員会ではどういうふうに認識されていたのかということです。もう一回お答えください。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 事業規模は、今議員がおっしゃられるように施設の大きさであったり敷地面積という意味合いではなく、この場合で言えば当該事業に係る施設を整備するのにどれくらい事業費がかかるのかという、いわゆる予算的な規模と申しますか、そういったものも併せて考えられますので、そのような意味で答弁させていただいたとまずは御理解いただきたいと思います。

あと、この表にある数字について、どのように多少について評価したのかという件に関しては、ここに書いてある数字のとおりでございまして、調理方式が3つありますが、中学校、小学校別に数字が書いてあります。これが多いか少ないかと

いうことを見るしかないと思っておりますけれども、それについては先ほど申し上げたとおり精緻な数値を積み上げたものではありませんので、これをもって中学校の給食の提供方法について検討を重ね、そして決定したということとはございません。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番（高橋 壽議員） この数字で方式を決定したという、そういう話をしているわけではなくて、自校方式は15億円、親子方式は中学校と小学校を合わせて17億円です。それから、センター方式は16億円、PFIで14億円となっているわけです。その金額の多い・少ないについて、どのように教育委員会としては認識したのかということをお聞きしているのです。通常でしたら、こういう数字が出てきたら、なぜ数字がこういうふうに大きくなるのだろうと、あるいはなぜこういうふうな自校方式のほうが施設整備費が低くなるのだろうかと考えるわけです。しかし、この間の議論では教育委員会はなぜこの数字が出てきたかは分からないと、業者が出してきた数字なので分かりませんという答弁をしていたわけです。だから、なぜこうなったかということについては評価しようがないと。しかし、自校方式、親子方式、センター方式のそれぞれの数字が出てきて、多い・少ないということが出てきたわけです。これについて、教育委員会なり財政当局は財政面からいったら今後米沢市としてどういった方式を選択したほうがいいのかという議論が進むのではないですか。通常だったら、この間公共施設等総合管理計画、あるいは教育委員会としては学校の長寿命化計画、これで将来の施設の財政負担をどれだけ少なくしていくかという観点で議論してきたわけです。この給食施設だってその議論の中に入って行く話です。だとしたら、自校方式のほうがセンター方式よりも金額が少なくなる、親子方式のほうがもっと少なくなる、そういうことになったら、そういう方向でこれから米沢市の給食施設

の在り方、財政面からです、そのほかのことは置いておいて、検討しようという話になりませんか。そうならなかったと。非常に私は疑問に思うところです。

それで、令和3年あるいは2年時のこの試算額と現時点でのセンター方式の積み上げた数字、もう時間がたっているので、比較してもあまり意味がないようなお話がありました。けれども、教育委員会が精緻な数字、現時点での自校方式なり親子方式に係る費用を出しておりませんから、教育委員会がこれまで出した令和3年あるいは2年時の数値とそこでの比較、そして昨年12月に出した現時点での数値と、これを比較することも私は必要だと思います。

それで、令和3年時の数字で比較をもう一回確認してみたいと思いますけれども、中学校を自校調理方式でやった場合、3校で15億1,800万円。それから小学校、三沢東部とか三沢西部という統合する小学校を除いて19億600万円と。合わせて34億2,400万円という数字があるわけです。センター方式はどうかと。これは16億3,100万円。PFIでやった場合は14億6,800万円。小学校は19億600万円です、先ほどのお話。そして、センター方式でやった場合は合計35億3,700万円、PFIでやった場合は33億7,400万円と。そして、令和5年に出てきた数字ですと39億7,300万円となるわけです。親子方式でやった場合、令和3年時、17億2,400万円という計算になっているわけです。小学校は親子方式ですから、中学校3校に対応する小学校、この分を除いた金額は9億8,100万円と。合わせて27億500万円となるわけです。そうしますと、センター方式でやった場合と自校調理方式でやった場合、従来方式でやった場合はあまり変わらない。PFIでやった場合もあまり変わらない。令和5年のPFIでやった場合と比べたら、6億円近い差が出てくると。センターのほうが高いと。それから、親子方式でやった場合は中学校と小学校を合わせて27億500万円と。自校調

理方式に比べて、およそ7億円安くなるわけです。センター方式に比べたら8億円ほど安くなるわけです。令和3年時に規模をつかむために出した数字だというもの、相当な開きが出てくるということになるわけです。令和5年の新たに出た数字と比べては、さらに大きな開きが出てくるということになるわけです。これは小学校の建て替え等を含めてです、考えれば。前回6月定例会でも申し上げましたけれども、センターを建てると。その後、小学校の老朽化した給食室を順次建て替えていくということになっていたわけです。それはトータルすれば大きな開きが出てくるわけです、自校調理方式とセンター方式を比べても。それからセンター方式と親子方式を比べても。当時、令和3年時に、この開きは出てくると認識して当然だと思いますし、認識していたのだと思います。これは認識されていたわけですね。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 学校給食共同調理場、あるいは将来的に老朽化等により建て替え等が必要になるような小学校の給食室があった場合のいわゆる改築、改修等の費用については、令和3年あるいは2年度で積算した数字よりも実際の整備年度は先になりますので、現在のような急激な資材等の物価高騰は想像し得ませんでしたけれども、当然ながら事業費は上振れしていくということは考えてはいたと思います。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番(高橋 壽議員) 今の答弁を聞いても、切実に、あるいは真剣な問題として、米沢市の中学校の給食事業、それから小学校の給食事業、トータルでの米沢市の給食事業をどうするかという点、財政負担がどういうふうになるのだということは、あまり認識がなかったのではないですか。なぜセンター方式を選択したかというのは教育委員会が理由をこれまで述べられてきましたけれども、それは置いておいて、財政の点からあまり検討してこなかったということではないです

か。センターは、昨年出た金額は20億6,700万円の建設費と。これから小学校の建て替えが始まりますと、トータルで35億円を超えるという話になるわけです。親子方式であれば27億円程度で済む。それこそ大ざっぱな大体おおよその規模を出すための数字にとどめないで、もっと精緻な自校調理方式と親子調理方式、それとセンターの建設費、さらにはランニングコストを含めての比較、そして将来の財政についても、それをもって検討する必要はありませんか。いかがですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 まず、今の御質問に対応して答弁させていただきますと、これまで何度も答弁させていただいておりますが、統合後に残る3つの中学校、これは自校方式の件でございますが、統合後には生徒数も増えますので、学校のいわゆる教育環境を保持するために、学校給食の施設については建てないという方向で考えたところでございまして、精緻な費用の比較等についてはしていないということをこれまでも答弁させていただいたと思います。

あと、費用の比較等に関しましては、同時期に同じ機能を有する、今回の場合でいえば給食調理施設ということになります。中学校に複数新設するということになると、やはり施設の改修時期、設備の更新時期が重なるということもありまして、将来的な施設管理に係る財政の負担でありましたり、そういったことが大きくなるのが当然見込まれます。これについても2年前から御説明させていただいたと思っております。

また、条件としまして、この試算に当たっては現校舎への接続でありましたり、既存廊下の防火対策、そういった経費は見込んでおりません。したがって、共同調理場の試算の折にはそういったものは当然見込んでおりません、経費はありませんので、現校舎への接続等を考えた場合、小学校の調理室の建て替え、改修等についてはその解体費用も含めると当然ながら膨らんでいくと

いうことで御理解いただければと思います。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番(高橋 壽議員) 要は、今答弁されましたように中学校にそれぞれ3つ給食室を造れば様々維持管理費がかかり増しするような話をされましたけれども、それについてもさきの6月定例会あるいは3月定例会でそういう費用比較、あるいは費用の試算を出されたのですかという質問をいたしましたけれども、それはやっていないという答弁をしているわけです。3つ同時に造ったらかかり増しするような気がする、そういうふうにするのでは、財政問題は議論できないのではないですか。そういうふうにするのだとしたら、その裏づけをきちんと数字として出してもらって、こういうふうにかかりますということではなければ議論できないのではないですか。そういう財政試算もやっていないと。そういうことですね。

改めて中学校を自校調理方式でやった場合、センター方式でやった場合、親子方式でやった場合、その後の小学校の建て替えをやった場合、トータル幾らになるのだということを考えると、大きな開きが出てくるということが想定されるわけです。当局もそれは想定しているでしょう。だったら、もっと詳しい計算をやるべきではないですか。これから10年先、どれだけ財政負担がのしかかってくるのか、そのことをはっきりさせた上で、財政的な面からどの調理方式がいいのかという選択を一つしてみる必要があったのではないですか。私はそう思います。強く指摘していきたいと思っております。

それで、小学校の建て替えのところについて、今回の共同調理場は一応事業としては令和22年に一旦終了するというので、債務負担行為も期間を設定したわけです。先ほどの答弁ですと、小学校の建て替えは令和22年まで終了するものではないという答弁でしたよね。そういうことでしたか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 教育長答弁はそのとおりでございます。統合の年度がまだ決まっていない小学校も当然ながらございますし、給食室は確かに老朽化しておりますけれども、平成21年以降の親子給食導入の際に一部改修等も行っておりますので、今現在、安全で安心な給食を提供できないような状況にはないと思っております。ただ、将来的に建て替えが必要かどうかということについては、当然ながらこれまでの答弁のとおり令和7年度の長寿命化計画の見直しの中でしっかりと検討してまいりますし、具体的にどの学校の給食室をどこにいつということについては、その際に検討してまいりますけれども、教育長答弁のとおり、令和8年から22年度までの15年間で、議員がおっしゃるとおり、統合後に残る小学校の給食室全ての改修、建て替え等を完了するといった考えについては今持っているところではございません。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番(高橋 壽議員) 私、今の答弁を聞いていて、驚いているのです。今日初めてですね、令和22年までの期間に建て替えが終わるものではないと。そういうことだったのですか、今まで議論をやってきて。米沢市の学校給食基本方針をさんざん議論する中で、枕言葉に小学校の給食施設はほぼ全て老朽化しているということを繰り返して述べてきたわけです。それが、令和22年、この先15年、改築されない小学校もあるのだという話は、初めて今日出ましたけれども、驚きです、これは。

それで、前回バックアップ機能を使って計画的に改修していくのだということで、学校給食共同調理場基本構想・基本計画になっていたわけですが、そのバックアップ機能を動かして、それで小学校の建て替えや大規模改修をやるということができ始めるのは、前回の議会での答弁を聞きますと令和15年以降の話ですね。だから、長寿命化計画の見直しを7年にやるといっても、それからさらに8年後にようやく小学校の建て替

えが必要だという1校を始めると。さらに2年ぐらいたって1校、さらに2年ぐらいたって1校。そんなことをやっていたら令和22年を超えるのではないかと思っておりましたけれども、今日の答弁ですとそういうことです。そうしますと、「老朽化している」というこの枕言葉というのは、一体何のために使ってきたのですか。これから15年、17年、小学校の給食室の建て替え、改修はやらないのだという今日の答弁ですね、ひっくり返せば。そんなことは、多くの市民の皆さん方、給食現場の皆さん方は納得しますか。そして、この間の議論でもそんなことは初めて聞いた話ですし、私としては、ほかの議員さんはどういうふうにか分りませんが、当然少なくとも令和22年に共同調理場の債務負担行為が終わる、そのぐらいの時点までは小学校の建て替えは全て終了するのではないかと思っておりました。これから15年先、20年もかかると、それ以上かかるといふ話であれば、「老朽化している」なんていう言葉は現状の給食室がどういう状況だと表すときに使う必要はないと思います。実態としては老朽化しているわけでしょう。だとしたら、令和17年以降、バックアップ機能が15年以降ようやく発揮できて、建て替えの可能性が出てくるということでは遅過ぎると思っておりましたけれども、もっと早くすべきだと思っておりましたけれども、当局、教育委員会としてはさらさらそういう考えもなかったということですね、これまで。

○相田克平議長 以上で6番高橋壽議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休 憩

~~~~~

午前11時10分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。

一つ、消防団の現状について外2点、12番古山悠生議員。

〔12番古山悠生議員登壇〕（拍手）

○12番（古山悠生議員） おはようございます。至誠会の古山です。

本日、9月1日は「防災の日」です。この防災の日は、ちょうど100年前の今日、大正12年9月1日に関東大震災が起きたこと、また、暦の上では台風が多いとされる二百十日に当たることから、台風や高潮、津波、地震等の災害について認識を深め、それらの災害について対処する心構えを準備するためとして制定されました。

そこで、私の質問は地域防災の要である消防団についてです。

消防団の活動は、火災時のみならず風水害や地震の際の出動、火災予防活動、広報など多岐にわたります。

本市の消防団については、人口減少や就業形態の変化などによる団員数の減少や消防車両等の老朽化などの課題を解決するために、令和4年度に団員定数の削減や年額報酬の増額などの消防団組織の見直しが行われました。見直しから約1年半が経過しましたが、現在、団員数は何人いるのか、また、定員数に対する充足率はどのくらいか、さらに消防団の現状における課題をどのように認識しているのか、お伺いいたします。

続いての質問です。

この消防団組織の見直しにより、各分団の班編成も再編され、統廃合が進められてきました。例えば私の住む六郷地区の第9分団は6班から2班へと再編されましたが、これによって各班に配備されていた可搬ポンプや小型ポンプ庫など、活用されない備品、施設が生じることとなりました。こうした消防施設や備品の移設・廃止計画はどのように進めていくのか、お伺いいたします。

また、水防庫として活用するポンプ庫や地元地域へと移管するポンプ庫は何か所あるのか、併せ

てお知らせください。

次に、大項目2、教職員の働き方改革についてお伺いいたします。

学校の先生は、授業だけではなく部活動や生徒指導、さらには保護者や地域との対応など、業務量や時間外労働が多く、大変な職業とされています。一方で、ある民間企業が行った2022年の中学生のなりたい職業ランキングでは、学校の先生が1位だったそうです。子供たちにとって、親以外で最も身近にいる大人であり、憧れの存在であることは今も昔も変わりません。恩師との出会いによって人生の方向性を決められた方も多いのではないのでしょうか。

子供たち、そして何より先生方自身のためにも、働き方改革が望まれますが、教職員の時間外労働などの労働環境の現状はどのようになっているのか、また、これまでどのような働き方改革を行ってきたのか、お伺いいたします。

続いての質問です。

男性の育児休暇については、一般企業やこの市役所でも取得される方が少しずつ増え、社会的にも認知されてきました。子供たちにとって最も身近な大人である先生が、男女問わず育児休暇を取るとは教育的にも意義があると考えますが、男性教員の育児休暇の取得状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。また、実際に育児休暇を取得した方の感想も併せてお知らせください。

次に、大項目3の質問です。

令和2年に「米沢市の山との暮らしを伝える遺産群：草木塔群と木流し」が林業遺産に認定されました。草木塔は、草木にも霊魂が宿り、草木から得られる恩恵に感謝し、切り倒した草木の魂を供養する精神から、先人たちが建立したものと考えられています。

また、一部の草木塔にはお経の一節が刻まれており、仏教の草木はもちろん土に至るまで、全てが仏になれるといった教えの影響が見られ、さら

には湯殿山碑や飯豊山碑と同時に建てられた草木塔もあることから、山岳信仰や修験道の影響も感じられます。

草木塔は、最近では自然保護や環境保全といった面からも注目され、近年では山形市や東京都、あるいは比叡山延暦寺など、置賜以外でも草木塔が建てられるようになりました。

草木塔は本市が起源とされる独自の文化であり、林業遺産に認定されたことには大きな意義があると考えますが、草木塔に関連してこれまでどのような事業が展開されてきたのか、そして林業遺産に認定されたことによりどのような効果が生まれたのか、お伺いいたします。

最後の質問です。

今年の8月4日に六郷町西藤泉にある公益財団法人農村文化研究所に草木塔が建立され、建立除幕式が執り行われました。中川市長や土屋教育長にも御出席いただき、改めて感謝申し上げます。

農村文化研究所では、草木塔だけではなく、山岳信仰や往時の農村での暮らしを知る貴重な農具や民具が展示されています。

また、併設する日本一小さな戦争資料館は、戦争の悲惨さや醜さを今に伝えていきます。8月15日の山形新聞のコラムにも取り上げられ、その歴史的・文化的価値は非常に高いものと考えられます。

農村文化研究所の所長は、神奈川大学日本常民文化研究所の前所長でもある佐野賢治先生であり、国内外から様々な研究者や観光客が訪れていますが、本市はこの農村文化研究所の存在意義をどのように認識し、評価しているのか。また、以前は近隣の小学校の課外学習にも活用されていましたが、現在での活用状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

演壇からの私の質問は以上です。御答弁よろしくお願ひいたします。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

〔佐藤明彦市民環境部長登壇〕

○佐藤明彦市民環境部長 私からは、1の消防団の

現状についてお答えさせていただきます。

初めに、(1)の消防団の現状と課題についてですが、全国的にも消防団員数が減少しており、米沢市消防団におきましても、近年、人口減少、少子高齢化、就業形態の変化などによる入団希望者の減少、消防施設・車両等の老朽化などが課題となっております。

このため、令和元年10月に米沢市消防団長から米沢市消防団見直しの諮問を受け、米沢市消防団組織見直し検討委員会を設置し、今後の在り方を検討した結果、消防団の機能強化や効率的な運用を図るため、令和3年4月から消防団員定数を1,016名から900名に減員する見直しを行ったほか、令和4年4月に米沢市消防団組織等整備計画を策定し、消防団組織の班の統廃合を行ったところでございます。

一連の見直しなどによる現状ですが、統廃合により2つの班が1つになり、人数が多くなったことで、制限されていた活動の役割分担ができるようになり、これまでよりも活動が充実したという声が聞かれる一方で、受け持つ地区が広がったために、機動力強化のため軽資機材搬送車(軽トラック)を配備してほしいなどの要望も伺っておりますので、今後も消防団本部、消防団員からの意見をお聞きするなど、消防団組織の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、消防団は地域防災力の中核であり、欠くことのできない代替性のない存在であることから、消防団員の確保につきましては、広報よねざわでのPR、分団ごとに勧誘に力を入れているところでありますが、令和5年4月現在、条例定数900名に対しまして772名となっており、充足率は85.8%となっております。消防団員の確保が喫緊の課題と認識しているところでありますので、消防団と連携を図りながら、消防団員の確保に努めてまいります。

次に、活用していない消防施設等の廃止計画はどのように進めていくのかについてですが、令和

4年4月から班の統廃合によりましてポンプ庫84棟のうち統廃合により39棟を存続し、残り45棟については市所有の土地に建設されているポンプ庫を用途変更し、水防資機材庫として利活用する施設が5棟、地域から移管要望があり、地区や自主防災組織で利活用する施設が6棟あり、残る34棟を廃止する予定としております。

廃止するポンプ庫につきましては、借地でありますことから、ポンプ庫の解体及び土地の原状復帰をすることとなりますが、解体するためにはアスベスト調査を行い、その後、解体することになります。

廃止するポンプ庫34棟を一度に解体することは困難なため、米沢市消防団組織等整備計画及び米沢市まちづくり総合計画に位置づけながら、計画的に進めてまいります。

住民の皆様から十分理解を得られるよう、丁寧な説明を行いながら進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○相田克平議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私からは、2、教職員の働き方改革について、初めに（1）教職員の勤務状況についてお答えいたします。

本市では、教育委員会として教職員の勤務実態を把握するとともに、教職員自身が自らの時間外勤務の実態について認識し、自己管理するためにも、在校時間を客観的に捉える方策が必要であると考え、令和3年度からICカードを利用した出退勤時間の管理と在校等時間の把握を行っております。

県は、令和4年度末までに複数月平均の超過勤務時間が80時間を超える教員数ゼロ人を目標値としておりました。

本市におきましては、小学校は目標を達成しておりますが、中学校は目標達成までには至りませんでした。

また、令和3年度と4年度の時間外在校等時間の平均時間の推移ですが、小中学校ともに前年度と同程度となっており、意識や手だての定着が図られたものと捉えております。

働き方改革を進めるに当たり、本市の具体的な取組としまして、会議や学校行事の精選、定時退校日の設定、部活動の週2日の休養日を設定しております。

また、市内全ての小中学校で校務支援システムを活用し、校務事務の効率化を図るとともに、会議資料のペーパーレス化による印刷時間と手間の削減、データ共有による類似資料作成の負担軽減を図っています。このほか、配布物等を学級ごとの人数に仕分してから学校に送付することで、仕分作業の手間を省くなどの工夫をしています。

また、教育委員会では、保護者や地域の皆様の理解を深めていくことも必要なことと認識しており、様々な機会を捉え、保護者や地域の皆様に教職員の働き方改革の必要性を訴えております。

夏季休業中に学校閉庁奨励日を設定し、8月13日から15日までの3日間ないしは16日までの4日間は全校が学校閉庁を実施することを教育委員会より保護者に通知しました。

国におきましては、教職員の業務多忙化解消を支援するため、教育業務支援員を配置しております。本市では9校に配置されております。

また、小学校では高学年の教科担任制を進めています。教職員の専門性を生かすことができることのほか、特定の教科の教材研究に専念し、負担軽減を図るとともに、複数で子供たちを見守ることができます。

また、本市では会計年度任用職員として小学校に適応指導補助員を、中学校に教育相談員と適応指導員を配置し、教職員の支援と業務の負担軽減を行っております。

令和5年度から県の「山形県公立学校における働き方改革プラン」の第2期に入りました。現在の対策を継続しながら、ICTの有効活用や教育

課程全体の見直し等を行い、市全体に対し、教育委員会としての業務の内容や方法についてさらなる改革を進め、持続可能な職場として学校環境の改善を図り、教職員が健康で元気に子供たちと過ごせるように、改善に努めてまいります。

次に、(2) 男性教員の育児休業の取得状況についてお答えいたします。

政府は、育児・介護休業法を改正し、令和4年10月から「産後パパ育休（出生時育児休業）」を創設しました。

本市におきましても、男性教員の育児休業の取得は少しずつ進んでおります。管理職から制度の説明を受け、本制度の理解が進んだことが一因と考えられます。

次に、実際に育児休業を取得した男性教員の声ですが、初めて子を持つ教員は「育児休業を取得することで、授乳や育児の様子が分かり、育児の大変さを理解できた。育児休暇後の勤務時間の使い方や気持ちの切替えがうまくなった」と話しております。

また、2人目の子について育児休暇を取得した教員は「子供と一緒に過ごす時間が長いことで、成長を間近に感じることができ、とても貴重な時間だった。家事分担を全て担い、妻の負担を減らすことができた」と話しておりました。

今回の育児・介護休業法の改正では、男性教員の出産後の育児休業の分割取得も認められました。今後、短期の休業が大きく増加する可能性があります。教職員の短期的な業務を認識し、組織内で情報共有を密にし、業務のフォローアップや連携する仕組み等、一層の工夫が必要となると考えています。

続きまして、3の農村文化の伝承についてのうち、(2) 公益財団法人農村文化研究所について、どのように評価し、認識しているのか、また、近隣小学校の課外授業の現状についてお答えいたします。

農村文化研究所が運営している置賜民俗資料館

は、国指定重要有形民俗文化財「行屋」をはじめ、庶民の暮らしを物語る数々の民具を中心に展示がなされ、農村文化に触れることができる貴重な資料展示施設であります。

また、併設する戦争資料館は、実際の遺品や当時の手紙などから戦争の悲惨さや平和の尊さを学べる貴重な場です。このほか、資料展示だけにとどまらず、主催事業として農村文化ゼミナール、現在は置賜未来塾として毎年開催している研究会は、置賜地方の民俗学研究を国際的な視点も交えて深めるもので、外国人留学生の参加や、海外に向けても発信しており、国内外から関心を集めています。

近隣の学校における利用状況については、新型コロナウイルス感染症の流行以前は地元の六郷小学校や第六中学校の授業で見学していました。今年度は授業での利用実績はないものの、夏休みの自由研究として戦争資料館を訪れる児童がいるほか、六中の生徒が敷地内の建物の外壁に行屋や田園風景を描いた壁画を作成しており、農村文化研究所の活動理念はしっかりと地域に根づいています。

このように、農村文化研究所は実物を目の前にして学ぶことができる場や機会を提供し、本市で失われつつある農村文化を広く発信し、次世代に継承する活動を精力的に行う団体と認識しておりますので、今後もその活動を支援していきたいと考えています。

私からは以上です。

○相田克平議長 安部産業部長。

〔安部晃市産業部長登壇〕

○安部晃市産業部長 私からは、3、農村文化の伝承についてのうち、(1)の草木塔が林業遺産に認定されたことにより得られた効果は何かについてお答えいたします。

議員のお話にありました草木塔ではありますが、江戸時代中期の安永9年に本市田沢地区に建てられたものが最古とされ、全国で34基確認されて

いる江戸期の草木塔のうち、32基が置賜地方に分布し、そのうち本市には17基あり、いずれも市指定文化財となっております。中でも田沢地区には10基が集中していることから、草木塔の里と呼ばれています。

次いで林業遺産であります、日本の林業発展の歴史を示す景観や施設、地域独自に発展してきた林業技術や特徴的な道具、古文書などを遺産として、一般社団法人日本森林学会が平成25年度から認定を始めたものであります。

議員のお話のとおり、令和2年に田沢地区にある江戸時代の草木塔17基と、田沢地区・八谷の留め場跡が「米沢市の山との暮らしを伝える遺産群：草木塔群と木流し」として、県内で初めて林業遺産に認定されたものです。

そこで、林業遺産の認定による効果ですが、田沢地区の関係者にお聞きしたところ、SDGsに対する意識の高まりとともに、草木塔を訪ねる人が徐々に増えてきているということでもあります。

また、本市におきましては、草木塔などを環境教育の教材として活用し、旧三沢西部小学校や西部小学校の児童に見学・学習してもらっております。

さらに先月、青森県南部町名川地区財産区の視察研修を受け入れ、田沢コミュニティセンターにおきまして本市の3つの財産区と交流を図りながら、田沢地区の方の「草木塔群と木流し」についての講話を拝聴し、その後、草木塔の見学を行っていただきました。南部町の方々も大変興味を持たれ、自然に対する畏敬の念を持つ気持ちは全国にも相通ずるものがあると感じたところでもあります。

次に、観光面における効果ですが、昨年、山形県内各地域を会場に、国内外の経営者などと県内の若者などがSDGsなどのグローバルな共通課題について議論し、交流を深める機会を創出することを目的に「ヤマガタユースサミット2022」が開催されました。そのエリアセッションの会場

として米沢市が選ばれ、「受け継がれる草木塔文化とSDGs」をテーマに、草木塔の普遍的な価値を生かした魅力発信と地域発展について意見交換が行われ、今後の活用に向けさらに認知度を高める方策として、草木塔を巡るツアーの実施やインバウンドに対してのPR、デジタル技術を用いた解説案内ができる仕掛けやスタンプラリーなどのイベントができないかなどの意見が出され、草木塔の精神文化の理解や関心をさらに深めることができたほか、郷土愛や意識の醸成にもつながったものと考えております。

本市としましても、第4期米沢市観光振興計画におきまして、新たな観光資源となり得る草木への感謝や供養など、自然を敬う精神文化を生かした魅力ある観光コンテンツを造成していくこととしており、今年度から「米沢の歴史文化とSDGs事業」として、草木塔の精神文化を国内外に伝承していくための取組を開始したところです。

本市には、自然に感謝する心を表す草木塔、行屋に見られる山岳信仰など、独自の精神文化が根づいております。これらは自然との共生、環境保全といった現代に通じるSDGsの歴史資源でもありますので、次世代へしっかりと伝承していくとともに、多くの皆さんに草木塔の精神、魅力を情報発信し、地域の活性化にもつながることを期待しているところです。

私からは以上です。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番（古山悠生議員） 御答弁ありがとうございます。

それでは、順番に再質問していきたいと思えます。

まず消防団についてですが、定数は削減されたものの、団員数の減少は続いているということでした。最近では団員募集のポスターにお笑い芸人を起用するなど、総務省でも様々な工夫、PRに取り組んでいますが、本市において団員を確保するためにどのような取組をしているのか、お伺い

したいと思います。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 まず、災害の状況でございますけれども、昨今災害が頻発化、激甚化している中で、やはり地域防災力の強化というのが非常に重要と思っております、その中核を担う消防団員の確保が喫緊の課題だという認識でございます。

今お話にありました団員の確保につきましては、議員からお話がありました、国が様々な芸能人を活用したり、今現在ではドラマなども放映されておりますので、そういったPR媒体を積極的に使って、消防団の活動意義をしっかりと紹介するような周知活動に努めてまいりたいと考えております。

さらには、消防団員の装備品の充実ですとか報償費の引上げなど、処遇の改善を検討し、活動しやすい環境づくりなども必要と考えております。

また、さきの6月定例会でも御質問いただいておりますが、大学生の消防団員ですとか女性の消防団員の確保なども進めてまいりたいと思えますし、また企業からの協力などもいただいて、消防団の団員の方が加入しやすく、活動しやすいような御配慮をいただけるように、企業にも協力を呼びかけていきたいと思っておりますので、このような様々な団員の確保対策を進めながら、さらには地域住民の方の御理解をいただいて、地域防災力をどうやったら向上できるのかという観点で、消防団員の確保、あるいは消防団の機能強化に努めてまいりたいと考えております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 私も現役の消防団員ですが、入団19年目になります。私が入団したときは、五、六年入って、班長をやれば、幹部に上がらない限りそのまま退団して、また次の人が入ってくるというサイクルで回っていたのですが、ここ最近10年、15年務めていても次の人が入ってこない。半ば諦めのような、そういった

状況の中にあると思います。

今市民環境部長からもありましたが、団員の報酬に関しても引上げを検討しているということでしたが、これまでも報酬額の引上げ、それから分団ごとの支払いだったのが個人に直接支払いになるなど、様々な改善をされてこられました。一方で、総務省のホームページを見ますと、一般団員の1人当たりの年額報酬の交付税単価は3万6,500円とされています。現在の米沢市の支給額は2万円ですので、1万6,500円の開きがあるわけですね。もちろんこの3万6,500円が丸々国から人数分支給されるわけではないと思いますが、やはり団員報酬についてはもう少し検討する余地があると思いますが、担当課としてはどのようにお考えか、お伺いいたします。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 本市の消防団の報酬ですとか出勤報酬につきましては、県内でも残念ながら最下位のほうのレベルに入っております、置賜地区の中でもそういった現状にありますので、団員の報酬等の引上げについてはまちづくり総合計画の中にもしっかりと位置づけさせていただきながら、今後取り組んでまいりたいと考えております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) もちろん団員の皆さんは報酬が目的ではないと思いますが、その労苦に報いるにはやはり報酬であったり手当、そういった部分になってくると思いますので、ぜひその辺はお願いしたいと思います。

今まで個人払いではなくて分団払いだったということで、報酬が支払われたという実感がなかなか湧いてこなかったのですが、直接支払いとなれば、やはりそれに対する責任感だったり、あるいはモチベーションの維持ということにもつながってくるかと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

次の質問ですが、本市の消防団は水防団も兼任

していますが、近年では昨年8月3日の大雨のような水害も頻発しております。水防に関する訓練はどのようにされているのか、お伺いいたします。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 水防訓練につきましては、毎年8月下旬になりますが、入団3年目までの団員を対象としまして水防工法講習会という形で実施しております。様々な技術的な研修や実動訓練などをやっているところでございます。ただ、団員からはより実践的な訓練も実施してほしいという要望も受けておりますので、今後、団の本部ともよく協議しながら、実施に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 実は私も先日行われましたその水防工法講習会に参加してきました。18年間消防団にいたわけですが、なかなかそういった訓練に参加する機会がありませんでしたので、今回参加させていただいて、非常にいい経験になったと思います。

そして、今市民環境部長がおっしゃられたように、今回は駐車場で行われましたが、やはりより実践に近づけるために、河川で行うなど、そういった工夫も必要ではないかと思っておりますので、その点もお願いしたいと思います。

もう1点、水害時の出動となれば、河川に近づくことになると思います。そうなれば危険が伴いますので、例えばライフジャケットのような装備、そういったものが必要になってくると思いますが、ライフジャケットについてはどのように分団に配備されているのか、配備状況についてお伺いいたします。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 水防活動に必要なライフジャケットについてでございますけれども、毎年少しずつ購入を進めておまして、現在、本市では189着のライフジャケットを所有しておまして、水防資機材庫に一括保管する形で管理を

しているところでございますけれども、昨今の災害等の現状を踏まえまして、重要な水防箇所の近辺にも個別的に配備することも今後進めてまいりたいと考えておりますし、今後とも定期的に購入を進めてまいりたいと考えております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 重要水防箇所に優先的に配備するというのはよく分かるのですが、やはり団員の命を守るためには、水害というのはどの河川、どの用水路で起きるか分かりませんので、ぜひここは全ての分団への配備を目指していただきたいと思っております。

団員の安全を確保するという観点から、もう1点お伺いしたいと思います。

災害時に積載車で出動する場合はいいのですが、可搬ポンプ、小型ポンプとなれば、これは自分の軽トラといったようなものに積んで出動するわけです。また、災害現場に直接自家用車で駆けつける、そういった団員もいらっしゃると思います。そのときに、車で事故を起こした場合、この場合の責任は個人の責任となるのかどうか。また、消防庁では団員向けの自動車損害共済事業、そういったことも行っていますが、こちらの加入状況についてはどのようになっているのか、お伺いいたします。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 御質問のありました交通事故等への対応でございますけれども、現状本市におきましては消防団員等公務災害補償等共済基金というものに加入しております。団員の方が広報活動ですとか訓練、災害出動の際に使用した車両、軽自動車とか軽トラになるかと思っておりますけれども、自宅や会社から災害の場所まで行く間の中で交通事故に遭った場合については、見舞金支給ということで、車両修理費に対して3万円から10万円の見舞金が支給される基金でございます。こちらに加入して、万が一の場合の対応をしているところでございます。

また、災害訓練等におきましての公務災害、交通事故などのけがの場合については、医療費等の補償対象になっているということでございます。

ただいま議員から御質問のありました総務省が令和2年から始めたいいわゆる消防専用の自動車傷害保険のようなものについては、本市ではまだ入っていないところでございます。団員数も非常に多いということで、今後の課題とさせていただきますと考えております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 先ほどのライフジャケットもそうですし、今の保険もそうですが、確かにお金はかかると思います。ただ、これだけ水害、災害が頻発する中で、やはり団員の命を守るという意味では、しっかりとそこは予算をかけていただきたいと思えます。

続いて、消防施設の廃止計画についてお伺いたします。

使っていないポンプ庫の一部は、水防庫などとしての活用であったり地元地域への移管が今後進められていくということでしたので、こちらについては確実に取り組んでいただきたいと思えます。

一方で、全く活用が見込まれないポンプ庫についてはこれから解体ということになりますが、相当時間がかかるのではないかと思います。使っていないポンプ庫についても、雪かきであったり草刈りであったり、地元の分団にはそういった管理責任があるかと思えます。使っていないということを知っている方はいいのですが、それを知らない人にとっては、ポンプ庫を見たときに管理が行き届いていないと感じる方もいらっしゃると思いますので、解体まで時間かかるのであれば、使われないポンプ庫に対しては、これは今年3月の予算特別委員会でも申し上げましたが、そういった表示のようなものをする必要があるのではないかと思います。どのようにお考えでしょうか。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 ただいまの御指摘につき

ましては、議員のおっしゃるとおりだと私も思いますので、そういった誤解が生じないように、看板等を設置しながら、そういった状況にあるということをしつかり分かっていただけるような対策を取ってまいりたいと考えております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) よろしく申し上げます。

解体については相当の期間と費用を要するのではないかと想像するわけですが、この見込みというのはどのように捉えているのか、ざっくりとした数字で構いませんので、教えていただきたいと思えます。

また、今年1月、使っていないポンプ庫の落雪によって車に損傷を与えたという物損事故がございました。もしこれが仮に人身事故ということになれば、命にも関わる大変な事態ですので、近隣に影響を与えそうなポンプ庫を調査して、そこから優先順位をつけて解体していくということも必要だと思いますが、担当課の考えをお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 解体に向けた今後のスケジュールでございますけれども、大変申し訳ありません、具体的な年限については私は頭の中に今入っていないところでございますけれども、計画的に進めていきたいと考えておりますので、まちづくり総合計画の中でしっかり位置づけて対応してまいりたいと思えます。

また、事故があることが想定されるものについては、やはり優先順位を早めて、そういったものから先に対応するような形で進めてまいりたいと考えております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) ぜひよろしくお伺いたします。

続いて、教職員の働き方改革についてお伺いしたいと思います。

これまで様々な取組によって改善が進められて

きたということは分かりましたが、文部科学省が公表しました令和3年度の公立学校教職員の人事行政状況調査の結果によると、精神疾患による病気休職者は前年度比694人増の5,897人で、過去最多となったということでした。

本市では、精神疾患による休職者、教職員の方がいらっしゃるのかどうか、把握しているところを教えていただきたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 本市の小中学校におきましても、精神疾患により病休を取得されている教職員はおります。教職員の精神疾患につきましては、異動による職場環境の変化や指導方法等の悩みなどの場合がございます。近年の状況としましては、若手やベテランなど世代や性別に関係なく起こっているというのも特徴の一つです。

教育委員会としましては、教職員の健康管理に留意するとともに、1人で悩むことやストレスをためないように、お互い相談しやすい職場環境づくりも心がけるように指導・助言をしております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 先生は非常にやりがいのある職業であると思いますが、その分大きな責任、そしてストレスが伴うのではないかと思います。そういった部分をフォローする意味でも、メンタルヘルス対策、そういったものが必要ではないかと思いますが、それについてはどのように取り組んでおられるのか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 全ての小中学校の県費負担教職員に対しまして、労働安全衛生法で義務づけられておりますストレスチェックにつきましては、年2回実施しております。教職員の心身の状況や勤務状況を確認することで、メンタルヘルス不調のリスクを評価し、教職員自身も自己管理に備えることができるような仕組みになっております。

また、高ストレスの場合には、本人の希望に応じて医師による面接指導も進めているという状況になります。

高ストレスの原因につきましては、やはり「心理的な仕事の負担」が質・量ともにストレス度が高いという結果、一方で「上司からの支援」や「仕事の裁量」などではストレス度が低いという結果も出ております。気軽に悩みを相談できる職場環境の改善というのが非常に大切だと捉えております。

また、就労時間とストレスの関係についても、やはり時間が長くなるに従いストレスは上昇するという結果もありますので、可能な限り先行事例を基にしながらかつて工夫し、業務改善を図っていく必要があると考えております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 私の娘が通う小学校の話になるのですが、今年度から全ての学年が複式学級になったということで、3クラス編制となりました。クラスが3クラス以下になると、事務員の配置が0.5人になるそうで、今事務員さんも常駐していない、そういった状態だそうです。そうなってくると、その分ほかの先生に負担がのしかかってくるのではないかと心配するわけです。そのことによって、本来学校でやりたい行事、やりたいことができなくなってしまう、そういったことが起こり得るのではないかと心配するわけですが、そういった状況があるのかどうか。

また、先ほど教育長が壇上から加配などをしていうお話もありましたが、そういったことを防ぐために、本市として独自に対応している部分、職員の加配など、そういったところがあれば改めて詳しくお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 教職員の定数につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律ということで規定されておるところです。

昨年度、そして今年度と、学級数の少ない小規模校に事務職員の配置がありませんでした。しかしながら、ほかの学校に事務職員が2名配置されており、うち1名には兼務命令が出されておりますので、事務職員につきましても、毎日とはいきませんが週何日間かということで、両校の勤務をバランスよく行っているという現状になります。

また、事務職員につきましても、各校1人配置が多いので、学校事務の連携及び共同実施というのに令和2年度から取り組んでおります。市内の小中学校をグループに分けて、グループごとに事務職員が情報共有をしたり、時にはサポートして、お互いに業務を進めているということで、若い事務職員、またベテランの事務職員、それから異動直後の事務職員など、様々抱える課題についてお互いにカバーし合うという、そういったシステムを取りながら、業務の効率化、質の向上も図っているところで。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 様々なそういった取組がされて、少しずつ改善されてきたというのは分かりました。ただ、まだまだ改善する余地はあるのではないかと思います。

教職員については、時間外勤務手当であったり休日勤務手当を支給しない代わりに、給料の月額4%に相当する額を教職調整額として支給することが定められている、いわゆる給特法が適用され、この制度が長時間労働の要因の一つとなっていますが、こうした制度の是正であったり、それから過重労働となる根本にはやはり教職員の人数が絶対的に不足しているのではないかと思います。学校にいる時間が短くなったとしても、仕事を自宅に持ち帰ったりしているということがあれば意味がありませんので、そういったことで根本的な改革が必要だと思います。その根本的なところには、やはり教職員の人数が絶対的に不足しているのではないかと思います。先生方が

日々頑張っているのはよく分かりますが、現場でできる努力であったり工夫にはやはり限りがあるのではないかと思います。教職員はやりがいのある素晴らしい職業であると思いますが、憧れがあっても実際に教職員になる方が減ってきている、これもまた事実であると思いますので、しっかりと地域の実情、そういったものを国や県に伝えて、そして教職員を増やしていただく、そういった要望を繰り返していく必要があると思います。教育委員会としてこの件についてどのように考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 人員の配置につきましてもは県の所管となっておりますが、やはり教員の確保に向けては現在も国や県への要望に努めておるところです。

子供たちに向き合うときに、教職員が心身ともに健康な状態であることが望ましいと思います。しっかりと一人一人の子供に寄り添いながら、十分な教育活動に当たれるように、教職員の健康を守る意味でも、やはり教員の配置につきましても引き続き要望していきたいと思っております。

また、元気な姿ではつらつと子供たちに向き合う教職員を見て、先ほど議員がおっしゃっていただいたように憧れの仕事となるように、そして子供たちの学校生活が楽しく、また充実したものになるようにということで、引き続き努めてまいりたいと思います。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) ぜひよろしくお願ひします。

続いて、農村文化の伝承についてお伺いしたいと思います。

壇上でも農村文化研究所の話をしていましたが、この研究所には農村の暮らしを伝える農具であったり民具が展示されています。しかし、やはり道具ですので、使ってこそ価値があるものと思いま

す。例えばですけれども、実際に農具であるのみのであったりかさであったり、そういったものを着て、田げたを履いて田植をする、そういった昔の田植を体験するツアーのようなものも考えられるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 本市では、教育旅行の中で農村泊で農村生活体験の機会も提供しております。その体験の一つで、今御提案のありましたような農村文化研究所や、その中の農具などを活用しながら、例えば昔の農業を学ぶ機会であったり、そういうものを教育旅行の中に取り入れられないか、そこら辺については可能性もありますので、受入れ家庭の皆さんと御相談させていただきたいと思っております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) ぜひ検討をよろしくお願いたします。

農村文化研究所の敷地内に行屋というものがあります。先ほど教育長の答弁にもありましたが、この行屋はかつて置賜地方では豊作祈願や成人儀式として飯豊山や出羽三山へ参拝する山岳信仰が盛んであり、13歳から15歳の男子が飯豊山に登拝し、ようやく一人前として認められるという風習が大正頃まで残っていたそうです。この登拝の前に身を清め、修行を行ったのがこの行屋という小屋になりますが、同じものが上杉博物館の中庭にもあります。実はこの行屋というものが私の家にも小さい頃にありました。ただ、私はその価値を知らなかったのもので、そこでかくれんぼをしたり、秘密基地にしたり、そういったふうに使っていたのですが、これは草木塔にも言えることだと思いますが、そのものの価値が分からないとそのもの自体に気づかない、そういったことが往々にしてあり得るのではないかと思いますので、そういったものの掘り起こし、あるいは保存というものにも取り組んでいかなければならないと思っておりますが、そのあたりを教育委員会としてどのよう

にお考えか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 本市には国や県、それから市の指定などを受けた文化財が145件ございますが、それ以外にも議員お述べのとおり有形・無形の文化遺産が多数存在すると考えております。そのようなまだまだ知られていない地域の宝を把握し、広く市民の皆様にご存知いただくため、現在、各地域の文化財調査を実施しております。直接お話を聞きに行くなど、掘り起こしを行っているところがございますので、その成果をぜひお待ちいただきたいと思います。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) もう一つお願いしたいのですが、降雪地帯の農村部では古くから小正月に豊作を祈願して雪中田植というものをしておりました。この行事というのは、1年の田仕事を雪の上で再現することによって豊作を祈願する、そういったものであります。そのほかにも、田植が終わった後に、また同じように豊作を祈願するさなぶり、そういった農村独自の文化がありますので、そういったものを後世に伝えていくためにも、映像であったり、画像であったり、そういったもので保管していくような必要もあるのではないかと思います、いかがお考えか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 今議員御紹介のさなぶりや雪中田植などの農村文化の保存につきましては、本市では六郷地区民俗保存会が子供たちに伝えるために活動していると伺っております。この様子はNCVのニュース等でも取り上げられたことがありますけれども、継承や保存を目的とした動画による映像記録の作成は現在行われておらないところでもあります。ただ、このような映像記録の作成については、失われつつある農村文化を後世に伝える上で重要だと考えておりますので、現在視聴覚センターで委嘱しております研究

員の皆様の活動の一つであります「米沢の今を未来に伝えるアーカイブ事業」、この事業の取組の中で映像に残せるよう検討してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番（古山悠生議員） やはり口頭で伝えていくというのは限りがあると思いますので、そういった形でぜひ形に残る保存をお願いしたいと思います。

少し話がそれてしまいましたが、本市には草木塔に代表される独特な農村文化であったり精神文化が根づいております。草木塔に関しては、中川市長もSDGsの先駆けであり、世界に誇れる文化であるとおっしゃっていらっしゃいますが、草木塔やその背景にある山岳信仰、そして農村文化は世界文化遺産にも認定されるような、それぐらいの価値のあるものだと私は思っております。ぜひその価値、可能性について市長はどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 中川市長。

○中川 勝市長 そもそもなぜ米沢に草木塔があるのかと最初は不思議でなりません。いろいろと調べてみますと、お話にありますように鷹山公が米沢の藩主になられて8年後に江戸藩邸が大火に遭ったと。それから後に、今度は米沢の城下が大火に遭って、まちが消滅したときに、田沢の塩地平を中心に、そこから材木を調達して、上杉藩はまだまだ貧乏な時代でありましたので、江戸から調達しないで、米沢で木を切って、それで新たに改修したという話もありますし、また城内の大火のときは、木場川まで木流しで材木を流して運んでいったと。そういった歴史の中で、議員お述べになりますように自然や草木に対する崇拜の念があったと。その裏づけとなったのは何かといいますと、私の判断でありますけれども、鷹山公が米沢に来られて8年くらいたっておりまして、鷹山公の言われている民の父母、そしてその基本の考え方は恕の心、恕の精神を城内の農民

の皆さんにも伝えていったということがあるのではないかと。恕というのは、すなわち思いやりの心、思いやりの精神でありますので、大火で木材を搬出したときに、その思いを込めて草木塔が建てられたのではないかと。

草木塔の中には、先ほど議員お述べになりましたように仏教用語の梵字が刻まれておりますし、またお経の一節も唱えられている、そういったことを考えた場合に、これもお話にありますように、農民の皆さんが大人になる証拠として、お西参りというようなことで、飯豊山岳信仰が当たり前に行われた。そのことを行うことによって成人とみなされるということがあったようであります。そういったものは、やはり身を清め、そして修験的な意味もあって、行屋が建てられたという、そういう歴史もあるわけでありまして、こういったものというのは非常に私は自然を大切に、自然保護、また環境保護、そして何よりもそういった精神文化につながっていくものであると思っております。

こういったものは、34基あるうち米沢藩であった置賜全体に32基、そのうち米沢に17基が江戸時代のもので残っているということ、そして行屋についても江戸時代のもので3基今米沢に残っていると。古山議員のところや、移設したものも含めまして、そういう状況になっております。これはやはり米沢にとっては非常に私は民俗文化としての重要な遺産であるという思いを持っておるところであります。

時間もありませんので要約しますがけれども、1988年、元駐日米大使ライシャワー博士が山形においでになったとき、こういうことをお話ししました。「山の向こうのもう一つの日本」と。これはどちらかというと山寺を中心にそういった見識を持ったのかもしれませんが、私はそれに負けない、この米沢において、山の向こうのもう一つの日本・米沢と、そうした精神文化、民俗文化が延々と続いてきていると理解しております。

すので、先日の除幕式のとき、佐野賢治先生からお話をいただいて、それは大変すばらしいことだということで、当時出席されておりました古山議員、そして佐野議員にしっかりと草木塔、そして行屋というもの、そして山岳信仰、そのときの民俗文化というものは世界遺産にも文化遺産にも通ずるものがあるというお話をさせていただいたところであります。これから古山議員、佐野議員のさらなるそういった調査も含めてお願いしていきたいと思っています。

○相田克平議長 以上で12番古山悠生議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 0時10分 休 憩

~~~~~  
午後 1時10分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、本市の医療的ケア児とその家族の支援は外2点、19番山田富佐子議員。

〔19番山田富佐子議員登壇〕（拍手）

○19番（山田富佐子議員） 皆様、こんにちは。公明党、山田富佐子でございます。

本日は、月初めのお忙しい中、また暑い中、傍聴に来ていただき、市民の皆様、本当にありがとうございます。

朝晩、ようやく涼しくなり、秋の気配が感じられるようになりました。澄み渡る青空とススキが秋風に揺れる日が待ち遠しい限りです。しかし、日中はいまだに気温が高く、本日も予想最高気温は38度と発表されております。残暑は厳しく、まだ油断できませんが、熱中症対策をしながら、暑さを乗り切っていきたいと思っております。

本日、9月1日は「防災の日」です。この淵源となったのが関東大震災であり、今年ちょうど100年目に当たります。

政府は、今後30年以内にマグニチュード7程度の首都直下型地震が70%程度、マグニチュード9程度の南海トラフ巨大地震が70%から80%の確率で発生すると推定しています。

これからは、防災インフラ整備はもちろん積極的に推進していかなければならないし、また、地域の防災力の強化も大きな課題です。避難所運営には、女性の視点、女性の参画も重要なポイントであると思っております。

昨年は、8月3日の豪雨災害により、本市においても家屋の浸水、農作物の冠水や土砂混入、国道121号ののり面の崩落による通行止めをはじめ、田沢地区の上屋敷橋の破損と、大きく影響を受けました。

しかし、今年は今のところ台風の被害もなく、雨は少ないのですが、稲の成長には大きく影響していないとお聞きし、黄金の稲穂が実っていることに安堵しております。

今日は、さきの6月定例会の一般質問に引き続き、未来を担う子供たちの命、未来を私たちが守るためにどうしたらいいのか、そして、誰一人取り残さない社会をつくるための支援について、考えていきたいと思っております。

最初に、本市の医療的ケア児とその家族の支援についてお伺いいたします。

医療的ケア児の支援については、平成30年に一般質問を行いました。5年が経過し、本市の支援がどのように進んでいるかも含め、質問を行います。

近年の医療技術の進歩、救命率の向上により、この10年間で医療的ケア児は2倍に増え、全国で約2万人いると言われております。NICU（新生児集中治療室）を退院後も、日常的に家庭で人工呼吸器や気管カニューレ、胃ろうをつけ、たんの吸引や経管栄養などの医療的な処置が必要な子供たち、いわゆる医療的ケア児ですが、歩ける子から寝たきりの子と、病気の程度は様々です。

本市においても医療的ケア児が増えてきている

と思いますが、助かった命、可能性ある子供の未来について支援の手を早く打たなければならぬ、そして、日々子供たちは成長しています。

公明党は2021年、医療的ケア児支援法を強力に推進いたしました。そして、医療的ケア児の支援を国や地方自治体の責務と明記し、家族の相談にワンストップで応じる窓口として医療的ケア児支援センターの整備を全国都道府県に求めました。

山形県においては、昨年7月に山形県医療的ケア児等支援センターが山形大学医学部附属病院の中に開所いたしました。連携や支援についてお伺いいたします。

(1) 本市の医療的ケア児の人数、山形県医療的ケア児等支援センターとの連携はどのように行っているか、お伺いいたします。

(2) 保育や療育を目的とした未就学の医療的ケア児を受け入れる施設は何か所あるのか。また、家族が公立小中学校入学を希望した場合の準備はできているのかについてお伺いいたします。

(3) 医療的ケア児とその家族に寄り添った支援策になっているか。また、課題はどのように捉えているかについてお伺いいたします。

2、子供たちのSOSを受け止めるための方法について質問いたします。

長期の休み明けは、児童生徒の生活環境の変化や精神的動揺が生じやすい、子供の心が不安定になりやすい時期と言われています。全国的にも自殺や不登校が増える時期とされ、子供たちの小さな心の変化に早期に気づく、また、子供たちがSOSを出しやすい環境、子供たちのSOSのサインをキャッチできる環境づくりが重要と考えます。

厚生労働省からの報告では、昨年の小中高生の自殺者数は、統計がある1980年以降最多の514人との報告がありました。

教職員の先生方は、子供たちの心の変化などに対し注意して見ていてくださっているとは思いますが、業務も多岐にわたっており、全てを察知

することは困難なのではないでしょうか。

8月16日の総務文教常任委員会協議会で、私は子供たちのSOSを受け止める窓口、自分の悩み、友人関係での不安、困り事について相談できる窓口が必要と考え、意見を述べさせていただきました。

今夏、本市中学生の痛ましい死亡事故がありました。子供たちの不安に対し、教育委員会ではスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーを配置し、子供たちの心の不調を受け止める体制を取っていただいております。しかし、衝撃やショック、心の不調など、繊細な気持ちは対面ではなかなか言えないこともあると思います。

7月中旬、子供や若者に非常に人気のある芸能人の自殺報道がありました。厚生労働省は、全国の子供や若者の自殺リスクを高めることになりかねないとして、メディアに対して報道にはくれぐれも注意するよう通知しています。

多感なこの年代の小さな心の変化をキャッチするために、対策が必要と考えます。

最初に、(1) 本市に子供たちが悩みを相談できる窓口が設置されているかについてお伺いいたします。また、相談件数や相談内容の現状についても質問いたします。

(2) 現在、小中学生に1人1台配付されているタブレット端末で相談窓口を開設できないか、お伺いいたします。

県教育委員会では、県内の児童生徒向けの各種相談窓口を開設していますが、電話での相談窓口です。自宅の固定電話では、家族がそばにいて、かけづらいと思われます。また、全ての子供が自分の携帯電話を持っているわけではないと思います。子供たちが自分から電話をかけることは、ハードルが高いと言えるのではないのでしょうか。

国のGIGAスクール構想により小中学生に1人1台配付しているタブレット端末で相談窓口の開設ができないか、質問いたします。

次に、大項目3、置賜定住自立圏構想の進捗状

況についてお伺いいたします。

これまで各市町がそれぞれ地域づくりを進めてきましたが、急激な人口減少はあらゆる場面に影響を来しております。例えば働き手の減少は地域経済、地域機能の低下、社会保障費の増加などを招く、そして人口流出はさらに人口減少につながるといふ、各市町で悪循環を招く事態となっております。置賜全体の経済をはじめ、あらゆる場面の地域活性化の低下となり、地域で競争している時代ではないと思います。

平成30年2月、本市は中心市宣言を行い、圏域2市5町、南陽市、長井市、高畠町、川西町、小国町、飯豊町、白鷹町の連携・協力関係を尊重しつつ、役割分担を行い、将来にわたり圏域住民が安心して暮らせるよう、定住に向けた機能を充実させ、共通課題の解決、地域の魅力向上に取り組んでいます。

計画期間は令和元年度から令和5年度までの5年間となっておりますが、今年度で5年が経過するところです。この置賜定住自立圏共生ビジョンの計画が作成された後、現在まで6回改定されています。しかし、市民、議員はこの5年間の経過や改定項目、実績を知る機会がなかったような気がします。

3市5町が連携して取り組んでおりますが、実績、課題、今後の取組についてお伺いいたします。

最初に、(1) 中川市長は置賜定住自立圏構想の中心市長として取り組んでこられたわけですが、今期で市長を勇退されることから、5年間の総括をお伺いしたいと思います。

次に、(2) 実績と、これから取り組むべき課題についてどのように考えているか、お伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○相田克平議長 中川市長。

〔中川 勝市長登壇〕

○中川 勝市長 私からは、置賜定住自立圏構想について、これまでの経過も踏まえて、総括して申

し上げます。

地域人口が減少する局面に入り、少子・高齢化など、地方自治体を取り巻く環境が一層厳しさを増す中で、様々な課題に対してこの置賜地域が一丸となって対応していくために、本市がリーダーシップを発揮し、平成30年2月に中心市宣言を行い、同年6月に本市と他市町との間で定住自立圏形成協定を締結、その後、令和元年度から令和5年度までを計画期間とする置賜定住自立圏共生ビジョンを策定いたしましたところであります。

この共生ビジョンに基づきまして、これまで様々な取組を行ってまいりましたが、特に置賜成年後見センターの新設、道の駅米沢を中心とした広域観光の推進、米沢牛の振興などにおいて、成果があったものと考えております。

また、各分野のワーキンググループを設置して取組を進める中で、各市町の職員が置賜全体の発展を意識しながら活動を行ったことで、圏域内の一体感が醸成されたことも大きな成果であると考えております。

現在、令和6年度から令和10年度までを計画期間とする第2次共生ビジョンを策定しておりますが、ゼロカーボンの実現やデジタル化の推進など、新たな課題への対応を加えながら、置賜圏域の各市町が連携し、圏域の発展に向けた取組を推進してまいりたいと、このように考えておるところであります。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から、1、本市の医療的ケア児とその家族の支援はの(1)と(2)の未就学児の医療的ケア児の受入れ施設についてと(3)についてお答えいたします。

(1) 医療的ケア児の人数と、山形県医療的ケア児等支援センターとの連携はどうなっているかについてですが、初めに本市で確認できる在宅の医療的ケア児の人数は、令和5年7月現在で15名おります。5年前と比較すると、約2倍に増加

している状況です。

医療的ケア児に関する支援に関しては、令和3年9月に居住地域にかかわらずひとしく適切な支援が受けられるようにすることや、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、家族の負担軽減と離職を防止することなどを目的に、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。この法律に基づき、議員お述べのとおり、山形県においては令和4年7月に山形県医療的ケア児等支援センターが開設されています。

この機関は、山形県が山形大学医学部に運営を委託して設置している機関で、家族などからの相談対応と情報提供、関係機関、市町村、医療的ケア児等コーディネーター、支援機関への情報提供と研修、関係機関・民間団体との連絡調整等を行っております。

本市では、山形県医療的ケア児等支援センターに、家族支援などに関する専門的知見について相談を行うなど、連携を図り、その他の医療機関や関係部署との連携についても情報の共有を行い、医療的ケア児及びその家族に対して必要な支援が行われるよう努めております。

具体的には、医療的ケア児が退院する際には、保護者の同意の下、医療機関から市へ、地域での継続支援を目的とした連絡票が届き、保健師等による家庭訪問により、育児支援を開始します。また、福祉サービス利用や各種手当等の相談などから、家族支援が開始される場合もあります。このように、各部署で把握した情報を共有し、連絡を密にしながら連携を図っているところです。

次に、(2) 保育や療育を目的とした未就学の医療的ケア児を受け入れる施設はあるかについてですが、未就学の医療的ケア児が利用可能な療育施設については、市内に児童発達支援事業所が1か所あります。また、受入れ対象年齢が就学児以上と制限はありますが、短期入所施設数は2か所、そのほか病院で行う日中一時支援が1か所あ

ります。

今後、医療的ケア児の増加が見込まれることから、必要な施設が不足することがないように、事業所の指定を行っている山形県や各事業所、医療機関など、関係機関に働きかけを行うとともに、連携を図ってまいります。

次に、保育施設についてですが、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律において、保育所等を利用する医療的ケア児に対して適切な支援を行うことが地方公共団体の責務とされました。

これを受け、本市でも令和4年4月に医療的ケア児の保育所等での受入れのためのガイドラインを作成し、令和4年6月から公立保育所の吾妻保育園1か所で受入れを開始いたしました。

保育の実施に当たっては、保護者の就労等による保育の必要性があること、また、主治医から集団で保育することが可能であると認められることが要件となります。

続いて、(3) 医療的ケア児とその家族に寄り添った支援になっているか。また課題はどのように捉えているかについてですが、医療的ケア児を育てる家族は、心身の負担が大きいため、家族の精神的支援が重要と捉え、身近な相談者として家族に寄り添い、退院時からの切れ目のない支援を行っております。

具体的には、保健師や相談支援専門員などからの定期的な声かけや療育、各種手当、福祉用具等の給付を行っております。

しかし、障がいの程度や医療的ケアの種類は様々で、家族が求める支援も一人一人異なることから、支援内容は多様化し、複雑化している実態があります。

また、医療的ケア児を育てる家族は24時間気が休まらない状況にあります。全国医療的ケア児者支援協議会による医療的ケア児の保護者を対象とした調査では、身体的・精神的・社会的健康度のいずれも国民標準値より低く、特に仕事や家事

などのふだんの活動をするとときに問題を感じたり、友人や親戚等との付き合いが妨げられているように感じることを示す社会的健康度が低いことが分かっています。このようなケースに対しては、療育施設や家族の休息等のための短期入所施設の利用が効果的であると考えていますが、この施設が不足していることが課題であると考えています。

常時医療的ケアが必要な子供は、以前は病院への長期入院や施設入所など、地域社会から離れた生活を余儀なくされてきましたが、本来であれば医療行為が必要であっても、家族と共に家庭で生活し、必要なときに気軽にレスパイト施設を利用したり、地域の中のグループホームで生活して、常に地域社会と交流できるようにするなど、社会全体で医療的ケア児とその家族を支える仕組みが必要と考えます。

施設が不足している背景としては、医療的ケアを行う看護師確保が難しいことや、確保しても国の補助が少ないために事業が成り立たないという課題もあります。

このような課題に対して、本市のみでの解決が困難であるため、本市では山形県市長会及び東北市長会に議題を提案し、県や国に対し、医療的ケア児とその家族が安心して生活できるよう、民間事業所における医療的ケア児受入れのための整備と受入れ年齢が拡充される施策について、看護師等の専門職の人材育成も含め、要望しております。

障がいのある人もない人も共に生きる共生社会を目指して、今後も医療的ケア児の家族に寄り添った支援を行ってまいりたいと考えています。

保育施設については、現在医療的ケア児の受入れを公立保育所1か所で行っています。低年齢のお子さんについては、感染症等のリスクも高いことから、安全面を考慮して、受入れ年齢は3歳以上のお子様としています。今後、個別の症状や医療的ケアの内容について、安定する時期など、専

門家などの御意見をお聞きしながら、徐々に拡充を図っていきたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私からは、1、本市の医療的ケア児とその家族の支援についてのうち、(2)家族が公立小中学校への入学を希望した場合の準備はできているかについてお答えいたします。

本市の小中学校には、現在、医療的ケアを必要とする児童生徒は在籍しておりません。しかし、医療的ケアを必要とする、またはその可能性がある未就学児については、年少児の頃から子育て支援課、社会福祉課等と情報を共有し、園を訪問したり保護者と面談を行ったりすることを通じ、本人や御家族の希望を伺いながら、お子さんにとって居場所として安心でき、力のつく最適な学びの場について、共に考えることとしております。

また、教育委員会の職員やお子さんが入学する可能性のある学校の職員は、事前に医療的ケアに関する研修会に参加し学ぶなど、事前に研修を行い、受入れに備えます。

教育委員会としまして、今後の受入れに備え、「米沢市の小中学校における医療的ケアのガイドライン」を作成中です。これは子育て支援課による医療的ケア児の保育所等受入れガイドラインや、先んじて医療的ケア児を公立の小中学校で受け入れているほかの自治体が作成したガイドラインを参酌し、作成しているものです。

公立の小中学校に入学を希望するお子さんがいらっしゃる場合、学校医や小児科医を含む米沢市医療的ケア運営協議会を立ち上げ、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、保護者の意見、専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえ、医療的ケアの実施と、小中学校あるいは県立特別支援学校等の就学について、総合的な観点から検討し、判断していくこととなります。速やかに受け入れていく体制づくりのため、今後、ガイドラインの

詳細を整えてまいりたいと思います。

続きまして、2、子供たちのSOSを受け止めるための方法はのうち、(1)本市に子供が悩みを相談できる窓口はあるか。相談件数や内容の現状はどうかについてお答えいたします。

本市では、児童生徒の悩み相談先として、米沢市教育委員会の学校教育課の電話番号が記載されたチラシ等を定期的に配布し、児童生徒及び保護者向けに周知しております。

また、チラシの中には、その他の相談窓口として24時間子供SOSダイヤルや、児童虐待などの相談で子ども家庭課の電話番号も併せて周知しております。

これまで児童生徒自身から米沢市教育委員会や子ども家庭課に直接相談があったケースはございませんでした。しかしながら、米沢市適応指導教室及び教育委員会に配置しているスクールソーシャルワーカーに対し、学校生活での悩み等を児童生徒と保護者が一緒に相談した件数は、令和4年度において延べ421件ございました。

学校においては、いじめアンケートと個人面談を年2回行っているほかに、月に1回、こころのアンケートを取っている等、各学校で児童生徒が相談しやすい環境づくりに取り組んでおります。

児童生徒が悩んでいる内容として、学習の悩み、友達関係のトラブル、家庭内の問題が多く挙げられます。そのほか、インターネットやSNSでのトラブルや、性の多様性についての悩みも寄せられています。

次に、(2)タブレット端末で相談できる窓口は開設できるかについてお答えいたします。

市の相談窓口については、教育委員会の電話番号を周知しておりますが、子供自身からの相談がない理由として、学校や家庭から相談できなかったり、電話での相談が難しかったりする児童生徒がいることが実際のところかと思えます。そのような児童生徒にとって、各自のタイミングで使用できる1人1台端末は、一つの有効な手段である

と思います。

1人1台の端末を活用し、教育委員会の相談窓口インターネットから悩みを相談できるシステムを構築できないか、ほかの先進地区の事例などを参考にしながら、現在検討を進めております。

まずは、どのような手段を講じるにしても、相談を受けたことをどう解決するのか、また、解決した後の見取りをするなど、相談を最後まで見届けることが大事だと考えております。

また、医療機関や外部の関係機関との連携をさらに強化しながら、児童生徒一人一人の悩みに対して様々な手段を講じて早期に解決することが重要であると考えます。

今後も児童生徒の悩みに対するサポートを継続的に行い、安心して学校生活を送ることができる環境を整備してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

[遠藤直樹企画調整部長登壇]

○遠藤直樹企画調整部長 私から、3、置賜定住自立圏構想の進捗状況についてお答えいたします。

初めに、(1)置賜定住自立圏の実績についてであります。市長が申しあげました3つの取組について、具体的に内容を御説明いたします。

1つ目の置賜成年後見センターの新設は、単独自治体だけでは対応が困難な成年後見制度に関し、地域連携ネットワークのコーディネート機能を担うため、専門職を配置し、昨年4月に設立いたしました。昨年度、新規71件、継続105件の合計176件の相談があり、本市56件のほか、置賜の他市町からの相談があり、広域で設置するメリットがあったものと考えております。

2つ目の広域観光の推進につきましては、道の駅米沢を中心として、圏域内の道の駅や観光案内所等が連携し、情報発信や地域内周遊型のイベントを開催することで、単独自治体で行うよりも効果的なプロモーション活動が展開できました。

3つ目の米沢牛の振興につきましては、米沢牛

のブランド力向上に向けて、外部講師を招いた研究会を開催するとともに、生産基盤の強化を図るため、放牧場の広域利用を進めてまいりました。

また、昨今の飼料価格高騰など、畜産農家を取り巻く厳しい環境にあつて、行政間で密に情報交換を行い、自給飼料の増産等に向けた協議を進めているところであります。

次に、(2)のこれから取り組むべき課題についてどのように考えているかについてお答えいたします。

現在、第2次共生ビジョンの策定作業を進めておりますが、大きな課題として捉えているのは圏域内の人口減少であります。

国勢調査による当圏域の人口は、平成2年の約25万人から令和2年には約20万人となり、30年間で5万人余り減少している状況であり、この置賜定住自立圏構想に基づき、人口減少する中にあつても圏域内の住民が安心して定住できる施策を推進することが重要であると考えております。

第2次共生ビジョンにおいて、新たに取組もうとしている内容を3項目申し上げます。

1つ目はゼロカーボンの取組であります。気候変動の影響は、昨年8月の豪雨災害をはじめ、当圏域にも大きな被害を与えており、ゼロカーボン達成に向けて取り組むことの重要性が増している状況であります。

具体的な取組としましては、圏域内の公共施設への再生可能エネルギーの導入や、エネルギーの地産地消の推進などを実施してまいります。

2つ目は行政分野におけるデジタル技術を活用した変革、いわゆる行政DXの推進であり、社会全体のデジタル化が進む中、住民の利便性向上や行政事務の効率化を図るため、各市町で取り組んでいるDXに関する情報を共有し、広域で連携できる取組、スケールメリットを生かせる取組について実施してまいります。

3つ目は米坂線の早期全線復旧に向けた取組であり、昨年8月の豪雨で甚大な被害を受けた米坂

線の復旧について、置賜が一丸となって取り組んでまいります。

次に、共生ビジョン策定のスケジュールであります。これまで各市町の担当職員が協議して計画骨子の素案を作成し、3市5町の関連する分野の代表者で構成する置賜定住自立圏共生ビジョン懇談会とともに、3市5町の首長で構成する置賜定住自立圏推進協議会に諮り、意見を聴取しております。

この骨子案につきましては、近日中に各市町の議会において御説明することとしており、本市におきましても9月に開催される総務文教常任委員会協議会と市政協議会において御説明する予定であります。

その後、計画案としてさらに検討を行い、ビジョン懇談会や推進協議会での意見聴取、各市町の議会での御説明を行った上で、来年2月にパブリック・コメントを実施し、年度内に計画策定を完了する予定であります。

私からは以上であります。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○19番(山田富佐子議員) 御答弁ありがとうございました。

順次質問させていただきます。

先ほど山口健康福祉部長からの返答にもありましたが、2021年に医療的ケア児支援法という法律がつけられましたが、この法律の目的は、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する、また、安心して子供を産み育てることができる社会の実現に寄与することと書かれておりました。そのことを踏まえて質問させていただきますが、最初に、本市において医療的ケア児の家族が相談する窓口についてはどこが担当しているのか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 相談の窓口がどこかというところは明記させていただいておりません

ので、なかなか分かりづらいところがあったかと思えます。総合的に医療的ケア児の調整機関となりますのは社会福祉課になりますので、相談機関は社会福祉課の障がい者担当になっております。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○19番(山田富佐子議員) ありがとうございます。

社会福祉課の障がい者担当というのをお聞きしましたけれども、お母さんは子供の相談内容によって、例えば今言った社会福祉課であったり、また子ども家庭課であったり、教育委員会などと、自分で窓口を探して行かなければならないということになるのではないのでしょうか。やはり医療的ケア児の保護者は、子供を連れて相談に出かけるなんていうことはなかなか困難なわけですね。昼夜を問わず医療的ケア児を介護する保護者の負担はかなり重くて、先ほど健康福祉部長のお話にありましたが、なかなか社会との交流が持てなかったり、社会的に孤立しやすくなっているという、この状況の中で、今よく耳にする言葉で伴走型支援というのがあると思います。これは、当事者のニーズに応じて長期的、包括的につながり続ける支援の在り方をいいます。特に妊娠・出産、産後、育児期などで、相談者に寄り添いながら、切れ目なく支援することになるわけですが、やはり専門性もあると思います。必要な支援をつなぐためにも、特に医療的ケア児については長期の関わりが必要であり、やはり伴走型の支援が必要と考えます。

相談事というのは、1つ解決すれば終わりではなくて、子供の成長過程に合わせて相談の内容が変わってくるわけですね。今までの生育歴や家庭状況などをその都度何回も担当者に言わなくてもいいように、やはり相談窓口、担当者をきちんと決めて関わるのが重要と私は考えておりますが、再度お伺いいたします。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 私もそのように考えて

おります。市としましても、やはり相談窓口は一つにすべきものと思っております。ただ、先ほども申し上げましたように、医療的ケア児を把握する手段というのは、私たちは先ほど言ったように病院からの届出書がある場合、また、当事者の方が窓口に行っちゃって手続をする際にというところで、なかなか全体像をいち早くつかむ機関がないということが課題であるかと思っております。

ただ、そういうことであつたとしても、一番最初に関わるのは健康課の保健師になりますので、そこから社会福祉課、または保育の担当というところで連携していくことが必要になっております。その調整機関としては、社会福祉課が担うものということで位置づけさせていただいております。そのほかにも、障がい者の相談員もおりますので、その方が中心になって全ての相談を受けるといった体制を整えてはおりますが、まだまだ不十分なところもありますので、しっかりと整備してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○19番(山田富佐子議員) 先ほども言いましたように、本当に1つ相談してそれで終わりというわけではないですので、長期的な行政との関わりが必要になってくる医療的ケア児でございますので、やはり相談窓口というのはまずは、よく前はコンシェルジュなんていう言葉も聞きましたけれども、その子のために何か、その担当者からいろんな課への情報発信ができるような、そういう窓口というのも必要なのではないかと思います。やはり子供が成長するに従って、ライフステージによって子供の相談内容が変わってくるわけですね。

先ほど医療的ケア児が入園できる保育園は公立の吾妻保育園とお聞きしました。入園要件なども先ほど健康福祉部長から話がありましたけれども、医療的ケア児の定員数などは決まっているかどうか、お伺いします。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 児童の受入れにつきましては、面積基準や人員の配置基準の範囲内でとじておりますので、そのうち医療的ケア児の定員ということでの定めはないところです。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○19番(山田富佐子議員) 先ほど一応3歳からという話も出ておりました。窓口でやはり一番あれなのは、支援の策がありませんとか、3歳からでないと保育園には入れませんなどという、そういう規定とか条件を言われてしまえば、家族は途方に暮れてしまいます。そのような対応にならないように、まず家族に寄り添っていただき、何かできる支援策はないのか、3歳児未満でも少しでも家族の負担軽減につなげていけるような対策を、今まででも講じていただいておりますが、さらにこれから医療的ケア児が増えていくという、そういう状況の中で、やはりそこもしっかり体制を取っていただきたいと思っております。

次ですが、実は今年5月に市内に住む1歳の医療的ケア児のお母さんから相談をいただきました。子供さんはむせが強いので、ミルクにとろみをつけて、スプーンで100ccを1時間かけて飲ませている。また、脱水症にならないように、ミルクの前後に体重を量り、摂取量が少なければ1日10回以上もミルクを与え、また、夜寝ている子供を起こしても飲ませなければならない。そのほかにも医療的なケアが必要であり、お母さんの休息の時間など取れるはずもなく、また、ケア児の兄弟に関わる時間など到底持てない。その中で、家事もしなければならない。昼夜を問わず医療的ケアを行っている家族の精神的負担というのは大変大きいものだと思っておりました。そして、現在の物価高騰で山形大学医学部附属病院への通院であったり、最近では他市の施設への通所などで、ガソリン代の負担が大きく影響している、経済的にも大変な状況だということをお伺いいたしました。

実は特別児童扶養手当というのがあるのですが、これも、これは障がいの程度の判定が決まらないうちは、ドクターに診断書を出していただければ手当が頂けないことになっています。

医療的ケアの必要物品で、例えばたんの吸引用のカテーテルは保険が利いたとしても、それ以外の処置に必要な例えば消毒液であったり、アルコール綿であったり、医療用の手袋、とろみ剤など、全て自己負担になっているわけです。

実は宇都宮市では7月より、家族の経済的・精神的負担の軽減につなげたいということで、月額5,000円の医療的ケア児等福祉手当を新設いたしました。支援の充実を図っているこういうふうな自治体もあります。

本市では、先ほど医療的ケア児は15人いるとお聞きしましたが、この手当の対象にならない医療的ケア児は本当にこの15名中の数名だと思うのです。やはり制度のはざままで苦しんでいる方への支援、この数名の方への経済的支援を要望いたしますが、すぐにの御返答は難しいと思っております。ただ、今後の検討の一つに、健康福祉部長、加えていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 特別児童扶養手当については、症状や保護者の所得に応じて該当しない場合もございます。一定のルールに市が従ったものということで考えております。それに該当されない方への手当については、他市町村の状況などを確認しながら、研究させていただきたいと考えております。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○19番(山田富佐子議員) ありがとうございます。よろしく願いいたします。

実は先月、山形県の医療的ケア児等支援センターを訪問いたしまして、小児科の三井先生とか中村先生とか、またソーシャルワーカーの皆様と意見交換をさせていただきました。県内には165名の医療的ケア児がおります。その子のライフステ

ージに合わせて、地域の保育園や学校に行きたい、行かせたいという声に、行政や学校が体制整備を行い、通学が可能となった事例をお聞きしてきました。しかしながら、やはり一番の問題は看護師の確保のような気がします。やはり地域格差がないようにするためには、広域での連携での看護師確保についての話もありました。やはり市でできることにも限界があります。誰一人取り残さないためにも、家族の代弁者として国・県にしっかり要望していただきたいということを要望いたします。

次に、2番目、タブレット端末での相談窓口の開設についてお伺いします。

先ほどタブレット端末での相談窓口の開設については前向きな回答をいただきましたが、今検討に入っているとお聞きしましたけれども、目標としてはいつ頃まで開設しようと考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 今現在、先ほど教育長答弁にもございましたが、他の先進事例などを基にしながらシステムづくりに取り組んでおりますので、できる限り早くということで、目標としてはまだ具体的な設定はしておりませんでした。やはり今年度中にも全ての実施というか、試運転ということも含めまして取りかかりたいと、そのように進めておるところです。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○19番(山田富佐子議員) ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。待っています、回答を。

次ですが、今回タブレット端末での相談窓口について、私もいろいろ学ぶことができました。政府は、タブレット端末を使用する際の相談窓口について、一歩先の対策を打ち出しておりました。今年6月、こどもの自殺対策緊急強化プランをまとめて、その中に、自殺リスクの早期発見に向け、GIGAスクール構想で使われているタブレッ

ト端末を活用し、自殺のリスクを把握、評価できるシステム「RAMPS」を全国の学校に導入していく方針を出しております。今年度は全国100の中学、高校で導入されていると報告がありました。

このツールは、タブレット端末に児童生徒が入力する場合に、質問に考え込んだり、なかなか入力できない時間、悩んでいる時間もカウントされて、子供たちの心の変化が分かるシステムになっているということで、すごいことだと思いました。

山形県内でも導入している学校があるようですが、このタブレット端末を使用する際の相談窓口とともに、心の不調をも気づけるこの自殺リスクを把握、評価できるシステム「RAMPS」についてはどのような見解をお持ちか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 自殺のリスクを少しでも軽減するといった目的で、「RAMPS」という民間事業者が提供しますリスクについての把握や評価ができるシステムというのは、非常に有効なツールであると捉えております。

教育長からの答弁にもありましたが、リスクの早期発見につながるというところで、1人1台端末の活用というのは非常に大切だと思っております。

情報社会を生きる今の子供たちにとって、端末利用というのは有効な手段の一つであると私たちも認識しております。

文部科学省からの「児童生徒の自殺予防に係る取組について」という通知の中では、「RAMPS」以外にも無償・有償を含めて様々なアプリや活用方法が紹介されておりますので、今後も様々な方法の情報を集めながら、本市の児童生徒にとって相談しやすい環境づくりというのはどうものかということを第一に考えながら、さらに研究してまいりたいと思っております。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○19番（山田富佐子議員） よろしくお願ひしたいと思ひます。

せっかくタブレット端末が1人1台配付されているという、この強みを生かしながら、やはり本市の子供たちの小さな心の変化がキャッチできるように、受け止められるような、そういう体制整備というのをぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、置賜定住自立圏構想の具体的な取組として、先ほど3点にわたって報告がありました。私自身、来年の2月にはパブリック・コメントなどで市民の声を聞くという話もありましたけれども、やはり来年の2月では少し遅いような気がします。それは、ほとんど出来上がった時点でパブリック・コメントという形になるわけですが、実は先ほども言いましたがこの5年間で6回改定されていますけれども、その中で、あまり私たちはその情報が分からなかったような気がします。民生常任委員会で成年後見制度とかは報告いただいておりますが、計画の全体についてはなかなか把握できなかつたし、毎年のように改定されているにもかかわらず、どこが改定されたのかも正直分からない状況です。そういう中で、住民の声はどこに反映していくのかというあたりについてはどのようにお考えなのか、お願ひしたいと思ひます。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 改定の周知について不十分だったという点は反省しております。

改定の経緯につきましては、基本的に共生ビジョンに載せることによって財政措置を受けられるということがございますので、各市町で新たな事業が出てきたときに、この計画を改定して盛り込むことによって財政措置を受けられることから、その都度改定を行ってきているという経過がございます。今後は、こういった経過も含めてしっかり議会にも報告していきたいという考えは持っております。

また、市民の方等から御意見をお伺いする機関としましては、先ほど申し上げましたが置賜定住自立圏の共生ビジョン懇談会というものを各分野の代表者等で構成してございまして、有識者の方から御意見をお伺いするというところで、パブリック・コメントにつきましては、やはり最終の計画案ができた段階でパブリック・コメントとして広く取るということを行っておりますので、そのような形で考えているところでございます。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○19番（山田富佐子議員） ありがとうございます。

実は私、今年度、置賜広域行政事務組合の議員をさせていただいております。今回4期目にして、させていただいているわけですが、正直今まで見ていなかった置賜3市5町の全体を見ることができて、私自身は日々勉強させていただいているという感じがいたしました。その中で、この置賜定住自立圏構想というのも、すごく私としてはこの計画に対して私たちはどこに関わっていけるのだろうかなんていうことを今回考えたものですから、質問させていただいたところです。やはり時代のニーズとか社会情勢の変化に応じて幅広く具体的に、そして広域的に連携して、効果的、効率的に行政運営を行うことが求められると思ひます。

先ほど医療的ケア児の受入れの課題として、看護師不足というのが出てきました。やはり受入れ施設や受入れ人数にも影響してくるというお話もありましたので、いかに看護師の拡充というか補充、看護師を確保するということが大切かということ強く感じたわけですが、例えば各市町が連携して、広域的に看護師の確保ができないかと思ひます。例えば、今後さらに、医療的ケア児の増加に伴って保育園看護師、学校看護師が必要となってくるわけです。そういうときに、広域的に訪問看護ステーションと連携して、体制を早くつくることで、家族も保育園や学校も安心

して医療的ケア児の受入れがしやすくなるかと考えます。

それで、次回の共生ビジョンの計画の見直しの際に、ぜひ広域的な看護師の確保ということも、それも医療的ケア児に特化した部分、訪問看護ステーションの部分で検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 障がい児の福祉サービス事業所においては、やはりその施設においての人員基準というのが定められておりますので、県の指定を受けることが必要であり、また、看護師の異動協力というのはなかなか難しいと考えております。

また、保育所における医療的ケア児の受入れについては、こちらは国の補助金になっておりまして、その中で4つの方法が示されており、本市では看護師を任用することに加え、訪問看護ステーションに看護師派遣の業務を委託しているという状況になっております。

また、補助金等も活用させていただき事業を展開していること、また、保育所に限ったことではありますが、置賜3市5町で医療的ケア児を受け入れているのは本市だけということもあり、置賜3市5町が共通の認識を持つ必要があるということを見ると、まだ課題があると考えているところです。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○19番(山田富佐子議員) これは医療的ケア児等支援センターからのお話でした。やはりこれからは広域的に支援していく、そして地域格差がないように、医療的ケア児に対しての支援格差がないようにしていかなければならないのだという、そのお話を受けて、私はこのたび提案させていただいたところですので、難しいのは分かっております。それをやはり3市5町の置賜定住自立圏というしっかりしたこの枠組みがある中で何とかできないかと思ったところがございますので、今

後検討をお願いしたいと思います。

残り時間も1分48秒です。

最後に、返答は求めませんが、私の意見として話をさせていただきます。

物価高で市民の家計の負担はかなり大きく、政府はさらなる負担軽減の継続とか新しい経済対策を打ち出そうとしています。物価高騰対策として、米沢市独自の支援対策を考えていただいていることには感謝いたします。しかし、さきの6月の市政協議会でも言いましたが、30%プレミアム付き商品券「愛の商品券」ですが、これは地方創生臨時交付金を活用しています。1万円で1万3,000円分の買物ができる、やはりすごくお得感がありますが、日々の生活が苦しい方にとっての1万円の準備は大変です。また、水道料金の基本料金の減免も地方創生臨時交付金を活用しての支援策ですが、市民全ての方にその恩恵が行き渡るよう、公平性を担保するべきだと思います。返答は求めませんので、今後の支援策の策定時に検討していただきたいことを申し添えて、質問を終わります。ありがとうございます。

○相田克平議長 以上で19番山田富佐子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時10分 休 憩

午後 2時20分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、米沢のこれからの食と農のあるべき姿は、5番高橋英夫議員。

〔5番高橋英夫議員登壇〕 (拍手)

○5番(高橋英夫議員) こんにちは。日本共産党市議団の高橋英夫でございます。

本当に毎日暑い日が続いていますね。このまま

だと、日本の四季というものがなくなって、夏と冬だけの二季になるのではないかという話もあるぐらいです。

今日の私の質問は、そういった気候危機、気候変動に関わる食と農という切り口から行ってまいりたいと思います。

昨年来の世界的な食料危機は、食料の6割以上を外国に依存する我が国の危うさを浮き彫りにしました。異常気象による生産の不安定化、新興国の食料需要の激増、穀物の燃料向け需要の拡大、経済力の相対的な低下による買い負けなど、食料は都合よくいつでも輸入できるという状況ではなくなっています。

一方、国内の農業と農村に目を向けると、基幹的農業従事者が僅か10年で3割も減少し、東京都を超える面積の農地が失われるなど、崩壊の危機が広がっています。このままでは、国民の命の源である食料の安定供給が根底から脅かされるのは必至です。

この流れを根本から転換し、農業と農村を再生し、食料自給率を向上させることが国民の生活基盤、社会の持続に関わる待ったなしの課題です。

私の今回の一般質問のテーマは、「米沢のこれからの食と農のあるべき姿は」です。今述べたような世界的食料危機という状況の中での本市の農業の方向性についてお伺いしていきます。

小項目の1は、アグロエコロジーと家族農業を関連計画の柱にすべきではないかです。

アグロエコロジーとは、農業と生態系の関係を研究する学問であり、また、自然と調和しながら多様な農業を実践する運動や思想のことです。

アグロエコロジーは、1980年代にラテンアメリカから始まり、世界中に広まっていきました。近代的な大規模農業や遺伝子組換え作物などに対するカウンターカルチャーとして注目されるようになりました。現在では、国連や世界銀行などの国際機関もアグロエコロジーを推進しています。

家族農業とは、2017年の国連総会において2019年から2028年を「家族農業の10年」と定めましたが、このことを指しています。これは、食料安全保障確保と貧困・飢餓撲滅に大きな役割を果たしている家族農業に係る施策の推進、知見の共有などを求めるためのものです。

家族農業は、開発途上国、先進国ともに食料生産において主要な農業形態となっており、社会経済や環境、文化といった側面で重要な役割を担っていて、世界の食料生産額の8割を占めています。

家族農業の担い手たちは、地域のネットワークや文化の中に組み込まれており、多くの農業・非農業の雇用を創出しています。

「世界の食料安全保障と栄養の現状2022」によれば、世界の飢餓人口は7億人から8.3億人と推計されています。

また、極端な貧困層の8割近くが農村地域で暮らし、農業に従事しています。このため、農村地域の開発と持続可能な農業に対する資源の投入や、小規模農家、特に女性農業者への支援がとりわけ農民の生活を改善し、全ての形態の貧困を終わらせる鍵となっています。

日本でも、家族農業を支援する政策が検討されています。具体的には、家族農業の10年の国内行動計画について、家族農林業への支援強化、若者への支援強化と世代継承の推進、ジェンダー平等の推進などが提案されています。これらの政策や取組は、家族農業を中心に持続可能な農業と農山村を再生し、食料自給率の抜本的向上を図ることを目指しています。

今回、アグロエコロジーと家族農業を各関連計画の柱にすべきではないかとしてただきたいのは、米沢市農業振興計画においても、米沢市有機農業実施計画においても、自給率向上の課題、持続可能な農業のあるべき姿、これらを鮮明にして、テンポアップして実行していくべきと考えたからです。言うなれば、国際社会ではアグロエコロジーと家族農業の運動は、気候危機、食料危機、

貧困や飢餓、これらを克服するためにも取り組むべきという流れなのですが、日本の農業政策にはこういった危機感がないということです。今、この瞬間にパラダイムシフト（枠組みの変更）に取り組まねば、日本の農業は崩壊しかねません。

慣行農業では、化学肥料や化学農薬に依存していますが、それらの原料の大部分は輸入物です。CO<sub>2</sub>を排出しながら運搬するのです。そして、現在は世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵略などの影響により、化学肥料原料の国際価格が大幅に上昇し、肥料価格が急騰しています。肥料、農薬、燃料、飼料、あらゆるものが値上がりして、農家の経営は危機的な状況となっています。有機農業に転換すれば、農薬は不要、肥料は家畜ふん堆肥でいいので、地域の中から安く調達できます。農薬や化学物質で環境を汚染することもなく、生態系も豊かになります。地元の有機農作物を食べる市民は、残留農薬の影響を受けずに安心して健康づくりに取り組めます。環境、生態系、経済、文化、地域コミュニティなどに好循環をもたらすアグロエコロジーと家族農業の理念を、ぜひ各関連計画に織り込んでいただきたいものと思いますが、いかがでしょうか。

小項目の2は、オーガニック給食、給食無償化、有機農業者の育成・支援をセットで取り組んではどうかです。

世界では、環境負荷の低減を目指して、有機農業と有機産品を使った給食が大きな流れになっています。遅くて鈍い日本政府の動きを促すように、自治体関係者による全国オーガニック給食協議会や、超党派の国会議員によるオーガニック給食を全国に実現する議員連盟が本年6月に相次いで設立されました。

千葉県いすみ市の先進事例については、これまで何度か紹介させていただきましたが、全国オーガニック給食協議会の初代代表理事に就任したのは、いすみ市の太田洋市長です。

いすみ市は、市内の全小中学校の給食を地元の有機米100%に切り替えた有機給食と有機農業産地づくりの先進自治体ですが、そもそもこの取組は、市長が「コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム」という団体に加わり、コウノトリが生息する環境をつくろうと思立ったことが始まりです。市長自ら2012年に発案した「自然と共生する里づくり連絡協議会」でしたが、市民から、コウノトリより、基幹産業の農業・農家が安い米価で苦しんでいる。広い水田地帯をどうするのかを考えるほうが先ではないかとの指摘があり、方針を次のように変えました。環境を生かし、そこから経済価値を生み出します、無農薬の有機農業が息づく産地づくりをします、生物多様性戦略も策定し、環境に優しい、人も生き物も豊かに幸せになれる地域をつくろうと呼びかけました。

自然と共生する里づくり連絡協議会には、農家や漁業者、市民、商工業者と全ての主体者が入りました。2013年に手探りで始めた水稲無農薬栽培は失敗しましたが、翌年には民間稲作研究所などの指導もあり、5人の農家が有機農業に取り組み、有機米4トンを生産しました。農薬や化学肥料を使う慣行農業をしていた農家も、「給食なら自分も」と有機に切り替える人も増えて、4年間で給食の全量となる42トンを賄うお米ができました。現在の有機野菜作りにもつながり、有機給食は保育所にも広がっています。

重要なのは、いすみ市が価格補償をして有機農家を育成したということです。生産者米価は60キログラム1万1,000円ですが、計算してみると、機械代、手間賃などで原価は1万5,000円にもなります。1万1,000円では、作れば作るほど赤字が増大するという事です。いすみ市では、原価に5,000円上乗せして、2万円で買い上げます。

今年度は、一般会計当初予算額のうち、学校給食は有機米に626万円、有機野菜には250万円の予算を計上しています。

学校給食という販路があること、価格補償があ

ることで、農業所得が増加し、環境問題に関心が強い若者らの移住や新規就農希望者が増えました。2013年には有機農業者ゼロからのスタートでしたが、現在は25戸まで拡大しています。

僅か10年前、太田市長が「環境に優しい、人も生き物も豊かに幸せになれる地域をつくろう」と呼びかけ、実践が進んだ自然と共生する里づくりは、このようにして見事に形成され、全国にも波及し、横展開が始まっています。

いすみ市では、有機農業者ゼロ人からのスタートでしたが、本市では既に13人の農業者がおられます。オーガニック給食の具体化、有機農作物の価格補償で、オーガニックビレッジづくりを推進してはどうでしょうか。

今、学校給食無償化の取組が全国的に広がっています。山形県内では、寒河江市、鶴岡市、西川町、河北町、山辺町、中山町、朝日町、大江町、庄内町、鮭川村の10市町村が、全国では東京23区中18区などのほか、合わせて482自治体が無償化を実現させています。

本来ならば学校給食の無償化は国の施策として実現を求めるべきところですが、多くの自治体が独自の判断で実施し始めています。子育て応援の自治体として注目を集めていくことでしょうか。

先ほど来紹介しているいすみ市は、オーガニック給食と有機の里づくりが魅力となつて、移住者が増えているとのことでしたが、オーガニック給食の実施に加えて給食無償化となれば、子育て世代にとってはとても魅力的な施策となります。有機農業を担う新規就農希望者が増える、オーガニック給食や無償化の魅力で子育て世代が移住してくる、環境や生態系の豊かさ、おいしく安全な農作物の魅力で人が集まってくる、このような効果を考えるならば、オーガニック給食の実施と無償化の実現に仮に5億円を投じて、決して高過ぎる投資ではないと考えますが、いかがでしょうか。

以上で壇上からの質問を終わります。

○相田克平議長 安部産業部長。

[安部晃市産業部長登壇]

○安部晃市産業部長 私からは、米沢のこれからの食と農のあるべき姿についてお答えいたします。

まず、(1)のアグロエコロジーと家族農業を関連計画の柱にすべきではないかについてですが、先ほど議員からお話のありましたアグロエコロジーと家族農業の10年について、加えて御説明させていただきたいと思います。

まず、アグロエコロジーであります、生態系に配慮した農業形態を指す概念であり、これには有機農業への転換、食物生産と生態系保全の両立、さらに地域資源の循環利用などが含まれているものと認識しております。

次いで、家族農業の10年についてであります、世界の農村地域における小規模農家や家族経営が直面している貧困や経済状況を改善するため、国連加盟各国の農業政策の中心に家族農業を位置づけることを求めることが2017年の国連総会において決議されたものであります。

本市におきましては、アグロエコロジーの思想並びに家族農業の10年、この理念を直接明記した計画は現在ございません。しかしながら、平成27年に策定いたしました米沢市農業振興計画におきましては、基本方針に「多様な担い手の安定的な育成と確保」を掲げており、これは本市の農業の担い手の多くが家族経営体であることから、女性、高齢者、兼業農家など、あらゆる人々が地域農業に携わり、地域全体としての活性化を目指すこととする取組項目を設定し、家族経営の主体となる認定農業者への支援や家族経営協定の取組などを通じて、家族経営への支援を行ってまいりました。

特に家族経営協定の取組につきましては、本市における農業経営の多くが家族経営である状況から、家族で話し合っただけで協定を締結することで、家業の農業に携わる家族みんなが働きやすい就業環境などの構築を支援する取組で、現在、本市

内で32組の家族経営協定が締結されています。

また、環境保全型農業の推進につきましても基本方針の一つとして掲げており、安心・安全な農産物の提供のため、有機、特別栽培の推進と、エコファーマーの拡大を目指すことを項目として定め、この方針に基づきまして米沢市有機農業実施計画の策定やオーガニックビレッジ宣言などの取組を行っているところです。

さらに、本年6月1日には、山形おきたま農業協同組合ほか2団体の連名で、本市に対しまして食料・農業・農村基本法の見直しに関する要請がございました。この中でも、多様な経営体の位置づけ・役割として「中小・家族経営などの多様な経営体を、農村振興のみならず農業振興の観点からも国の基本法にしっかりと位置づけること」などが挙げられており、本市からも同様の内容で本県関係国会議員に対して要望書を提出させていただいたところであります。

このように、アグロエコロジーや家族農業の10年の思想や理念として直接意識したわけではございませんが、それらと同様の方向性を持った取組をこれまでも実施してきているものと考えておりますし、農協等の関係団体におきましても同様の認識を持っているものと考えているところです。

なお、本市における最近の農政における課題がありますが、議員の御質問にありましたが、世界的な穀物需給の逼迫やエネルギー価格の上昇に加え、輸入肥料・穀物の価格上昇など、農業経営はこれまでにないほどの厳しい経営環境にさらされております。これまでは主に国内情勢への対応で十分であったものの、現在は世界情勢の変化が個々の農業経営に大きな影響を及ぼす状況になっておりますので、これまで以上にこれらの情勢を的確に捉えた即応性の高い対応が求められているものと考えております。

このような中で、本市農政振興の基本計画となります米沢市農業振興計画につきましては、今年

度から次期計画の策定作業を進めているところであり、農業者へのアンケート調査などを実施した上で、令和6年度中に策定する予定となっております。

計画の策定段階では、御提案のございましたアグロエコロジーや家族農業の10年の概念をはじめとする国内外の様々な社会情勢の変化、経済動向を的確に捉え、今後10年間の本市農業振興の方向性と担い手の確保、農業生産の拡大に寄与する計画となるよう、しっかりと策定に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(2)オーガニック給食、給食無償化、有機農業者の育成・支援をセットで取り組んではどうかのうち、オーガニック給食と有機農業者の育成・支援の部分についてお答えいたします。

本市の有機農業の振興につきましては、平成23年度に米沢地域有機農業推進協議会を設立し、情報交換や生産者と消費者の結びつきをつくるイベントの開催、有機農業に関する情報発信、田んぼの生き物調査など、消費者が有機農業の大切さを学ぶ機会の提供といった事業を実施し、有機農業の推進を図ってまいりました。そのような取組を進める中で、新規就農された若い方が有機農業に取り組むなど、少しずつではありますが有機農業を志す方も出てきております。

しかし、有機農業を推進するには様々な課題があり、化学肥料や農薬を使わない有機栽培の場合、慣行栽培と比較しまして栽培管理や手間が増えることから、生産費がかかり増しする上に、収穫量が不安定なことから、どうしても販売価格が高くなってしまいます。このため、多くの有機農業者は自ら販路を開拓し、独自に販売を行っておりますが、新規取組者や規模を拡大する場合、新たな販路を開拓することが難しいなど、販売面での課題がございます。

これらの課題を解決し、有機農業に取り組む農業者への支援と有機農業栽培面積の拡大を後押しすることを目的に、昨年6月、米沢有機農業産

地づくり推進協議会を設立し、国のみどりの食料システム戦略推進交付金を活用して、地域の中で生産から加工、流通、消費の連携をつくり、農業者が積極的に有機農業に取り組むことができる環境の整備を目指して、様々な事業を行っているところです。

この事業の中では、市内にある全ての小中学校の学校給食に対して有機栽培で生産された米を提供する取組を行っており、今年度はほかの事業の取組を含めて3回の提供を予定しておりますが、いずれも協議会が販売価格との差額の補填などを行って実施しているものです。加えて、今年度は有機栽培で生産したタマネギについても試験的に提供させていただき予定です。

学校給食への有機農産物の提供は、特に価格面から販売が難しい有機農産物を継続して一定量を消費することができ、また、これにより農業者の有機農業に対する生産意欲の向上につながるのと同時に、市内の児童生徒に有機農業に関心を持つ機会を提供できるなど、非常に有効であると考えております。

このように、オーガニック給食と有機農業者の育成・支援を関連づけて取組を進めているところでありますが、学校給食に継続して有機農産物を提供するためには、これまで協議会が行ってきたような差額補填などの継続的な支援が必要であることから、今後とも様々な関係機関と協議しながら検討してまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私からは、(2)オーガニック給食、給食無償化、有機農業者の育成・支援をセットで取り組んではどうかのうち、給食無償化についてお答えいたします。

学校給食の無償化につきましては、これまででも一般質問でお答えさせていただいておりますが、本市でも子育て世帯の経済的な負担軽減を図る

ことは必要であると考えております。

しかしながら、本市が独自の施策として実施するためには、相当な財政的負担が後年にわたり発生することや、本来、学校給食を含む義務教育に係る費用の負担軽減は、国の主導の下で、住む市町村により格差がなく、平等に実施されるべきものであることから、学校給食の無償化については国の施策として実施すべきと考えます。

このため、令和6年度の米沢市重要事業として、学校給食の無償化の実現について県に対して要望したところです。

また、山形県市長会総会においても、小中学校給食費無償化制度の創設について、本市を含めた県内の各市町が「必要である」とのことから要望書を採択し、8月9日に国や県へ要望書を提出したところであり、学校給食無償化の実現に向けて対応しているところです。

私からは以上です。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番(高橋英夫議員) 産業部長に確認です。先ほどの答弁の中で、オーガニック給食は、市内では年に3回有機米を提供するとおっしゃいましたね。あとはタマネギもあり得ると。それで、差額の補填という言葉があったと思うのですが、それは子供たちから徴収する給食費、いわゆる食費です、それからオーバーするという意味ですか。有機の材料を使ったときにオーバーしているという意味ですか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 有機米のほうが高いものから、給食の予算との差額を協議会が負担させていただいているところです。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番(高橋英夫議員) 関連して、米沢市農業振興計画という冊子がございます。その後ろのほうに様々な資料がついているのです。この資料を見ていきますと、基本方針の「流通・販売対策と農山村地域の活性化」の(3)地産地消・地産訪消、

その先の指標の中に「学校給食置賜産野菜利用率」、それから「学校給食置賜産果物利用率」という数値目標があります。これは平成30年のデータですけれども、野菜は35.0%の目標に対して29.2%、果物は30.0%の目標に対して18.7%で、達成できておりません。これで非常に気になったのは、達成できなかった理由なのですけれども、「生産物の価格上昇などによる」という文言があるのです。つまり、これは有機ではなくて多分普通の慣行農業の野菜も含めていると思うのですが、市場価格が上がったときに、本当は目標を持っていたけれども、使えなかったと、そういう中身なのですか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 その理由に加えまして、野菜、果物に分けての資料だと思いますけれども、学校からお話のあります、例えば使用頻度の高いジャガイモであったりタマネギ、ニンジンなどにつきましては、現在、市場の生産部会の体制が十分でないことから、学校が必要とする規格の品目を十分確保できない、定期的に安定提供することができないということで、まだ目標には至っていないと、そのように考えているところです。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番(高橋英夫議員) ということは、地元の野菜等を使いながら、安定的に供給が難しいものは市場から買うので、その分数値が下がると。そういうことですか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 学校給食への調達の仕組みについては、学校給食における地産地消促進事業をやっておりますけれども、その中で先ほど申し上げた野菜などの項目については対応できていないために、農業振興計画の目標の達成までには至っていない、そのように考えているところです。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番(高橋英夫議員) 先ほど私が紹介した数字、これは平成30年の数字でした。野菜が35%に対し

て29.2%、果物が30.0%に対して18.7%。これは平成30年ですが、その翌年、令和元年から昨年、令和4年までの数字は分かれますか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 令和元年度につきましては、野菜が26.6%、果物については22.5%が置賜産の使用率です。

次いで、令和2年度につきましては、野菜が23.5%、果物が26.8%でしたけれども、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対応のために4月、5月につきましては給食がなかったということも考慮に入れていただきたい点であります。

また、令和3年度につきましては、野菜が21.4%、果物が22.1%、昨年度、令和4年度についてはまだ実績が出ておりませんので、今手元にない状況です。よろしくお願ひします。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番(高橋英夫議員) 次は教育委員会に質問したいと思います。

先ほど壇上から私紹介しましたけれども、今オーガニック給食のニーズが非常に高まって、本年6月に自治体関係者でつくるオーガニック給食協議会、これには自治体の首長等が入っているのですが、こういった会もできました。それから保護者たちが集まったの様々な会も今盛んになっています。このオーガニック給食の高まりというものの背景をどう考えておられるでしょうか。あるいはオーガニック給食の意義、必要性についてはどう捉えておられますか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 オーガニック給食につきましては、農薬、化学肥料を使用しないというものであり、より安全安心な給食を提供するという一方で、子供たちの健康に寄与できるとともに、食品の安全性や地域の農産物、食文化への理解など、多様な観点から食育に関して実施できる、非常にメリットがあると捉えております。

一方で、オーガニック食材は、先ほどもありましたが通常の食材と比較して生産コストがかかるということで、食材費が割高という部分、給食費の負担というところについては課題があるというところ。あわせて、地場産の調達において、品質の均一化、安定した数量の確保といった部分についても、やはり課題があると認識しております。

このような課題を解決する必要があると思われるので、オーガニック給食の実施につきましては今後とも関係する方々の御理解や御支援を頂戴しながら、実施可能かというところの検討が必要だと考えております。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） 先ほどの産業部長の回答の中で、学校給食に対する食材の提供というのは有機農業者の育成・支援に大変有効だという話があったかと思います。日本は国際的にも非常にその点は遅れているわけですが、そういう中でもみどりの食料システム戦略の中で農林水産省は2050年までに日本の耕地の面積の25%を有機にすると断言しています。米沢市でも有機農業の実施計画をつくって、数値目標も上げておりますけれども、2050年の25%が高い目標とは決して私は思いませんが、その25%という国が言っている目標と比して、米沢でも5年後の数値目標があるわけですが、これはどうですか。見合っていますでしょうか。こういった国の流れに対して。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 国で設定している目標について、米沢市としてもそういう目標に呼応して取り組んでいきたい、そのように考えて設定した目標であります。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） 具体的には、例えば耕地面積でいえば現在12ヘクタール、これを令和9年までには42ヘクタールにしようということです。これはパーセンテージにしますと4%弱になり

ます。そういうテンポで2050年までに間に合いますか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 本市の農業を考えますと、確かに有機農業は大事だと思います。一方で、慣行農業につきましても非常に大事な視点だと思っておりますので、この両方の兼ね合いを考えながら、しっかりと進めていきたいと、そのように考えているところです。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） ただ、慣行農業に関しては、さっき産業部長の回答にもありましたけれども、今気候危機の問題とか、ウクライナの問題とか、様々な国際的な情勢がございます。日本で使っている化学肥料というのは、先ほど壇上で私申し上げましたけれども、例えばリン酸アンモニウムですと中国から90%、アメリカから10%ということで、100%輸入です。それから、塩化カリウムはカナダが59%、ロシアが16%をはじめ、こちらも原料の100%が輸入です。それから、尿素についても、日本で作っているのは5%ぐらいで、95%ぐらいは輸入。ということは、化学肥料を使い続けるということは、もし国際的ないろんな情勢の変化によってこういったものが輸入できなくなるといったときに、全くお手上げ状態になってしまうおそれがあるわけです。ですから、私はもっとテンポアップして、地域循環型の、まさに有機農業とか、環境保全型とか、そういったものにどんどん切り替えていくと、テンポを上げていかなければいけないという危機感を持っているのですが、いかがですか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 地域全体で取り組む大事な視点だと思っております。本市は畜産業も盛んでありますので、畜産堆肥の活用とか資源循環、そういうものについても、先ほど申し上げましたけれども国内だけの問題ではなくて海外のことも今しっかりと考えていかなければならない時期に来

ておりますので、そういうものにつきましても積極的に取組を開始していかなければならないと思っております。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番(高橋英夫議員) 参考までにお伺いします。今回答の中で堆肥の話がありました。地域の中で牛、豚、鶏、たくさん家畜を飼ってらっしゃいますので、地域の中でも結構な量の排せつ量があると思うのですが、今地域で排せつされているそういったものというのは100%堆肥として活用されているものかどうか、もし分かったら教えてください。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 正確には把握しておりませんが、全ても堆肥に活用されていないと、そのように思っております。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番(高橋英夫議員) それから、堆肥に関しては、最近ペレット状にして使うという使い方があるようです。地域の中で堆肥をペレット化するプラント、こういったものの導入を推進すればと思いますが、現状、それから今後のこと、もし何かありましたら教えてください。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 今畜産堆肥のペレットのお話がありましたけれども、ペレット堆肥につきましては、専用の堆肥散布機、そういうものが不要ということで、手軽という形、取扱いがしやすい堆肥だと思っております。

市内につきましては、現在、畜産農家1軒の方が堆肥のペレット製造装置を持っておりまして、圧縮乾燥させ袋詰めにしたものを1袋15キログラム詰めで販売されている、そのような実績をお聞きしているところです。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番(高橋英夫議員) 行政として、地域の中にそういったペレットのプラントの導入推進とかというお考えはないですか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 ペレット堆肥につきましては、やはり一般の畜産の堆肥と比較しますと製造工程でどうしてもコストが発生してしまいます。ですから、その費用を価格に転嫁しますと、今のところ一般に流通している袋詰めの堆肥よりも高値になってしまうというお話もお聞きしております。しかしながら、生産量は限られておりますけれども、ペレット堆肥を利用されている方からは、品質が高いという、引き合いも強いというお話もお聞きしておりますので、今後その費用に見合った品質であるということを知っていただくような、そういうPRの仕方をするによって利用拡大につながっていくと思っております。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番(高橋英夫議員) 導入に当たって、使える補助金の制度とか何かは現在ないのですか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 購入の補助という形については、今のところそういう制度はつくっておりません。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番(高橋英夫議員) ペレット堆肥が広がれば、環境保全型農業であったり有機農業というのも農家の方が非常に取り組みやすくなると思いますので、ぜひこの導入に係る補助制度も今後考えていただきたいと思います。

それから、先ほど教育委員会からオーガニック給食の背景ということで話をお伺いしました。当然食の安全という問題は非常に大きいと思うのです。それで、確認になりますけれども、固有名詞は出せませんが、例えばアメリカのB社という農薬の会社を作っているグリホサートですけれども、発がん性の問題で国際的には輸入禁止とか使用禁止になっているわけですが、日本は逆に2017年12月に規制緩和を行ったわけです。例えば小麦、ゴマ、ソバ、紅花などについて、どのように規制緩和がなされたか、もし分か

れば教えてください。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 今のお話ですと食品における残留基準値のことかと思えますけれども、平成29年の改正で、小麦につきましては5ppmから30ppm、ソバについては0.2ppmから30ppm、紅花種子については0.1ppmから40ppmへと緩和されているようです。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） だから、ざっと6倍とか、紅花は400倍なのです。そういう極端な規制緩和ですけれども、少し異常ではないですか。と私は思います。国際的な流れと逆行して日本がそうした規制緩和を行ったというのは、どのような理由だと認識されますか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 農薬についての登録や使用基準、食品の安全性の確保、また残留農薬基準など、農薬に関する規制管理につきましては、農林水産省や厚生労働省など国の関係省庁が管轄しておりますので、市として農薬に関する規制緩和の経緯、その詳細な情報は持ち合わせておりませんので、御了承いただきたいと思います。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） この農薬を作っているメーカーというのは、同時に種子も作って売っているわけです。このB社が売ろうとしている種子というのは、これだけ基準を緩めないとか栽培できないという理由があるようです。ですから、非常に日本の国というのはそういったB社、大きな会社の事情によって食品が汚染されるという、そういう現状があるのではないかという感想を持っております。

それで、日本のカロリーベースでの自給率は38%ということですが、こういうふうに種子も買う、肥料も買う、農薬も買うということを考えますと、こういったものを差し引くと、日本の自給率は実質10%と言われているのです。そういう意

味では、本当に自給率を高めるために慣行農業から環境保全型あるいは有機農業といったものに早く切り替えることがどうしても必要ではないかと思っています。

次に、人・農地プランの関連の質問をしたいと思います。

人・農地プランにおいて、地域の話合い活動というのを進捗させていると思えますけれども、どのように進捗しているのでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 人・農地プランにつきましては、少し御説明させていただきたいと思いますが、高齢化や人口減少の本格化によりまして、農家の減少、耕作放棄地が拡大しまして、地域の農地が適切に利用されないことが懸念される中、農業者同士が話合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化させていく、そういうものであります。

そこで、今本市では地域計画の策定に向けまして、より具体的に目指すべき農地利用の姿を明確化するために、地域の農業者の皆様へアンケート調査の準備作業を進めているところです。

その後の予定でありますけれども、年内に農業者の皆様を対象とした現状を把握するための意向調査を行う予定であります。その意向調査の結果がまとまりましたら、各地域におきまして農業者間で話合いを進め、目標地図を作成していく、そういう作業に入っていきたいと思っております。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） 大変大事な取組かと思えます。どんどん高齢化が進んで、例えばたった1人で農家をやっている方が、あと何年できるか分からないといったときに、自分の農地、それから自宅、農機具、こういったものを含めて事業承継したいというアンケートに対する回答もこれから上がってくるかと思われそうですが、そういったときに、そういう承継したいのだという思いを、市

内だけではなくて市外、県外、全国にこういったものがあるのですという情報をしっかり発信して、早めにマッチングしていく取組が求められると思いますが、その点については何か方策は考えておられますか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 今のお話をお聞きしますと、新たな担い手の確保、そういうことだと思います。そのための情報を、市内だけではなくて市外、県外に情報発信が必要ではないかということだと思いますけれども、今マッチングアプリもあります。そういうものを例えば活用しながら、農作業の人手が欲しい農業者の方、農作業の体験をしたい人、そういうものをつなげるようなアプリもございますので、そういうアプリの紹介、あとは市のホームページでもそういうものと一緒に新規就農者や新たな担い手の確保を目的とした補助事業も紹介しておりますので、そういうものを組み合わせながら、仕事として農業に取り組みたい人、そういう方々に米沢に来てもらえるような情報発信が大事だと思いますので、力を入れていきたいと思います。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） 有害鳥獣、この問題もやはり農業の意欲を失わせるみたいなことがあって、非常に大きな問題になっているかと思います。この有害鳥獣の問題についても、しっかりと対策を打っていくということを効果的にやっていく必要があって、全国あちこちに先進例があるようです。私はこの間農林水産省のホームページを見ていまして、有害鳥獣対策のところを探して見ましたら、先進例みたいな形で米沢市の山上地区の取組の紹介がございました。端的に御紹介していただきたいのですが、山上地区ではどのような取組がなされていて、どのような点が評価されてこういった紹介をされたのか、教えていただけますか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 山上地区の取組につきましては、地域ぐるみで取り組んでいるというところが大きな特徴だと思っております。例えば電気柵を設置する際にも、自分の農地で協力してもらった場合には、次回の電気柵施工時に自分も協力し、そういうことを住民間のルールとして決めて、電気柵を普及させているということ。また、有害鳥獣が入ってこないようにするための環境整備、緩衝帯の整備、放置果樹の除去とか、そういうものをしているということ。そういうところを評価されて、優良事例として紹介されたものだと思います。そういうものにつきましては、ぜひ市内全域にも広げていきたいと思っております。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） 私の理解では、今産業部長がおっしゃられた点に加えて、地域の人たちが地域全体を、つまり有害鳥獣が、どういふところに何が現れるかということ全体を認識を共有する。

それから、電気柵を使うに当たっては、専門家を呼んできて指導を受けて、つまり間違った使い方をして効果が上がらないのではなくて、専門家のちゃんとした指導を受けてやったところが非常によかったということがあったようです。

さらには、放置果樹というのは具体的には柿です。柿をもぐという活動を市内の高校生も呼び込んでやったようです。

それから、もぎ終わった柿は、農福連携ということで、市内の障がい者の作業所に依頼して、乾燥させて干し柿にして、それをさらに山上地区のお年寄りに配るといふことまでやったということで、なかなかすばらしい取組をしたのだと理解しているところでした。

関連するのですが、山上地区では今の柿もぎの活動のように、本当にみんなで力を合わせてやったわけですが、最近市民の方から何かできないかと言われたのは、民家の近くに個人

の所有なのだけれども荒れた林があって、非常にそこに暗がりが出てきている。そこはタヌキだったりハクビシンだったり、そういった有害な野生動物がすみつくおそれがあるので、何とかそれを整備したい。けれども、他人の土地なので勝手にはできない。そういうのを、例えばさっきの山上の柿もぎの活動のように、行政が間に入って取り組むという仕組みができないだろうかという相談がありました。いかがでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 有害鳥獣の隠れ家となるような荒れた林などの整備のお話だと思いますけれども、一つ一つケースが違うと思いますので、まず担当課、森林農村整備課になりますけれども、そういう事情をよく教えていただきまして、どういふ対策ができるのかということと一緒に考えさせていただいて取組を進めていく、そこがスタートになるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） 米沢の農業の今後を考えたときに、やはり何といても担い手の問題が非常に大きな課題かと思っております。でも、農業が本当にもうかる農業に変わっていくということが必要で、そういうことをこの間ずっと質問で取り上げてきましたけれども、ぜひ取り組んで、農業をやって食べていけるという仕組みづくりをぜひ展開していただきたいと思うわけです。

そして、そういう米沢のすばらしい農業の姿というものを、小学校や中学校の中でしっかりと子供たちに丁寧にお見せしていくという取組が非常に今後大事かと思っております。農家に生まれたからといって農家の跡を継ぐとは限らなくて、逆に農家ではなくても今新規就農ということで農業に就くということも、可能性はどんどん広がっていくような形を取るべきかと思っておりますけれども、最後に教育委員会にお尋ねいたしますけれども、現在の小学校、中学校では、地元の農業

の姿というのですか、そういったものを学校教育の中でどんな形で子供たちに伝えていらっしゃるでしょうか。子供たちにとって本当に憧れの職業、農業をやってみたいと思えるような、そういうきっかけとなるようなすばらしい取組ができたらいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 教科の学習の中では、小学校でいえば生活科や理科の学習の中で花あるいは野菜を栽培する、また、小学校、中学校の社会科では農業についての学習がございます。それらの学習を通しまして、農業への理解とともに、日本あるいは世界の諸課題にも目を向けるなどというのが狙いとなっております。

また、体験という部分におきましては、体験学習として、小学校ですと近隣の農家の方から田んぼをお借りして米づくり、あるいは畑を使って作物を育てたりという学習も行っております。その際には、地域で農業をされていらっしゃる方々にも直接学校に出向いていただいたり、田んぼや畑に来ていただいて直接御指導いただく機会もあります。それを通しまして、自分たちが育てた作物を収穫する喜びとか、あるいは食べる喜びなども味わっている、そんな体験を行っております。

また、中学校におきましては、毎年ではございませんが「米沢チャレンジウィーク」という職場体験学習で、受入れのところに農家の方がいらっしゃれば、農家の方にお世話になりながら農業に従事する体験などが実施できると、そういうこともございます。

小中学校におきましては、やはり自分たちが毎日いただいている食への理解というのが非常に大切であります。また、同時に農業従事者の方々への感謝の気持ちということも持たせたいと思っております。様々な教科学習、体験学習を通して、農業について興味・関心を持ち、中には職業として見る意識が芽生える子供もいることも事実で

はないかと、そのように考えております。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員）本市では、本年の3月23日に米沢市オーガニックビレッジ宣言というものを行ったわけです。今日は食と農という切り口で幾つかの質問させていただきましたけれども、有機農業、そしてオーガニック給食、こういったものは地域の環境、自然、生態系、経済、文化、いろいろなものに好循環をもたらしていくと思えます。ぜひ米沢市が行ったオーガニックビレッジ宣言の中身を具体的に前に進めて、形になるように取り組んでいただきたいということを要望しまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○相田克平議長 以上で5番高橋英夫議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時18分 休 憩

午後 3時29分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、本市児童生徒の食物アレルギーの現状と今後の対策について外1点、17番太田克典議員。

〔17番太田克典議員登壇〕（拍手）

○17番（太田克典議員） 皆さん、こんにちは。市民平和クラブの太田克典です。

まずもって、お忙しいところ、また大変暑い中、傍聴においでくださいました皆様に心から御礼申し上げます。ありがとうございます。

初当選以来、25回目となる一般質問になりました。

今回は2項目を取り上げました。

1項目めは、本市児童生徒の食物アレルギーの現状と今後の対策について伺います。

2023年6月29日付朝日新聞は、公益財団法人日本学校保健会が全国の小中高校などを対象に実施したアレルギーに関する大規模調査について報じています。具体的には、公益財団法人日本学校保健会が昨年、全国の公立の小中高校と特別支援学校、義務教育学校、中等教育学校を対象に実施したもので、77.6%に当たる2万5,466校、児童生徒約830万人から回答を得て、今年3月に結果をまとめた内容です。

また、同会は2004年と2013年にも文部科学省の委託事業として同様の調査を実施しており、2022年は国の補助金を受けて同会の事業として実施されたとしています。

その調査結果として、食物アレルギーがある児童生徒は、2004年調査では32万9,423人、回答校の児童生徒の2.6%、2013年は40万7,546人、同4.5%、そして今回は52万6,705人、同6.3%となり、実に食物アレルギーを持つ児童生徒が2013年の前回調査より12万人も増えているという内容を伝えています。

そこで、この調査結果を基にしながら、本市児童生徒の食物アレルギーに関して、現状や課題、今後のアレルギー対策等に対する市や教育委員会の認識、考えを伺います。

まず初めに、本市児童生徒の食物アレルギーの現状はどうなっているか、児童生徒数や割合、そして万一の場合にエピペンを使わなければならない児童生徒に関しても併せてお知らせください。

次に、本市ではどのようなアレルギー対策を取っているか、具体的な内容を伺います。同時に、その対策は十分なものなのか、市としての考えをお聞きます。

次に、教育委員会では学校給食共同調理場の建設を進めようとしていますが、それに伴って児童生徒のアレルギー対策を今後どう充実させようとしているのか、伺います。

質問の2項目めとして、米沢市立学校適正規

模・適正配置等基本計画と放課後児童クラブ、いわゆる学童保育所の関係について伺います。

米沢市教育委員会では、米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画及び同ロードマップを策定し、小中学校の統廃合を進めています。このうち、小学校の今後の統廃合に関しては、「令和9年度、関根小が統合した松川小と東部小の統合について協議を進める。また、広幡小、塩井小、六郷小を統合、令和13年度まで万世小と上郷小、三沢東部小と三沢西部小が統合した西部小と愛宕小、関小が統合した南原小と南部小がそれぞれ統合を目指す」とされています。

こうした方針に伴い、今年3月には既存の学童保育所が初めて閉所されることにもなりました。その学童保育所の関係者の方から、閉所するに当たって非常に苦勞したこと、市内の各学童保育所では、小中学校の統廃合に伴ってさらに閉所せざるを得ないところも出てくると思われ、そうした学童保育所の苦勞が少しでも軽減されるようにしてもらいたいというお話をお聞きしました。

また、昨年10月14日には米沢市学童保育連絡協議会と、本市議会議員で構成する米沢市子ども育成議員連盟との懇談会が開催され、様々な問題や課題を伺いました。

小学校区ごとに運営されている学童保育所では、適正規模・適正配置等基本計画に基づいて小中学校の統廃合がこれからさらに進められる中で、今後の施設維持や運営に少なからず不安を抱えており、米沢市の指導、助言等を求める声は小さくないと感じています。

一方、米沢市としても子育て支援、少子化対策の一環としてさらなる充実が必要なのではないかと考えます。

こうした観点から、何点か伺います。

まず、1点目として、今後小中学校の統廃合が進む中で、学童保育所が認識している問題点や課題と米沢市が問題点、課題と捉えている内容に違いがあるように思えてなりません、小中学校の

統廃合による問題点や課題をどう捉えているのでしょうか。米沢市の基本的な考え方としては、学童保育所と一緒にあって本市の学童保育を充実、発展させていくとの考えでよいのかどうか、改めて米沢市の認識をお聞かせください。

また、学童保育所の利用児童数はこれまでどのように推移しているかも併せてお知らせください。

次に、2点目として、これからの米沢市の関わり方、指導の在り方について伺います。

学童保育所としては、より積極的な市の関与や指導を望んでいるようではすけれども、市ではどのように考えているのか、お聞かせください。

以上、演壇からの質問といたします。

○相田克平議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私からは、1、本市児童生徒の食物アレルギーの現状と今後の対策について、初めに（1）本市児童生徒の食物アレルギーの現状はどうなっているかについてお答えいたします。

まず、本市における食物アレルギーがある児童生徒数についてですが、最新の集計は令和4年度の内容となりますが、小学生は197名で割合は5.5%、中学生は97名で4.8%であり、全体では294名で5.2%であります。

比較対象として、5年前の平成30年度では、小学生は200名で割合は4.8%、中学生は79名で3.6%であり、全体では279名で4.4%でありました。

なお、公益財団法人日本学校保健会が公表している令和3年度の調査時における食物アレルギーがある児童生徒数の割合は6.3%で、年々増加する傾向との結果でありましたが、本市の状況については、この調査結果と比べると、食物アレルギーがある児童生徒の割合については少ないものの、その割合については全国と同じように年々増加の傾向が見られます。

また、エピペンを持つ児童生徒数については、

令和4年度は小学生では16名であり、食物アレルギーがある児童生徒数における割合は8.1%、中学生は5名で5.2%であり、全体では21名で7.1%であります。

平成30年度では、小学生は13名で割合は6.5%、中学生では3名で3.8%であり、全体では16名で5.7%でありました。

エピペンを持つ児童生徒につきましても、年々増加の傾向が見られます。

次に、(2) どのようなアレルギー対策を取っているか。その対策は十分かについてお答えいたします。

学校給食におけるアレルギー対応については、本市教育委員会で策定しております「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」に基づき実施しております。

アレルギーに配慮が必要な児童生徒については、事前に保護者と個別に聞き取りや相談を行い、アレルギーへの対応が必要な場合は、食物アレルギーやアナフィラキシーなどについて医師の診断を受けていただき、学校生活管理指導表を提出していただきます。学校生活管理指導表の提出があった児童生徒については、再度保護者と個別の面談を行い、食物アレルギーの対応について、学校での対応について提案した内容を説明し、保護者の了解を得た上で学校給食を提供します。

給食における実際の対応に当たっては、小学生については、調理従事者があらかじめ確認した内容を基に調理を行い、給食室で通常の食器とは材質や色が異なるアレルギー対応食器に盛りつけて、ラップをし、所属のクラス及び氏名を記載した食札を添付して、配膳棚に置きます。その後、学級担任またはあらかじめ決められた職員が配膳棚からアレルギー対応食を取り出して、該当児童に手渡し、食べる直前に本人がラップ等を外して喫食するという流れになります。

また、中学生については、通常の給食から生徒自身がアレルゲンの除去を行う対応をしており

ます。

以上の対応につきましては、アレルギーの手引の内容に従って行っております。

次に、(3) の今後のアレルギー対策をどう充実させていくのかについてお答えいたします。

文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」では、学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考えとして、全ての児童生徒が給食時間を安全に、かつ楽しんで過ごせるようにすることとしており、この基本的な考え方を実践するためには、何よりも安全性を最優先し、また、関係者が相互に連携して、組織的に対応することが不可欠とされております。

本市で運用しております「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」については、直近の改定から6年が経過しておりますので、運用において改善の必要がある事項や、先ほどの説明でも述べましたがアレルギーを持つ児童生徒の割合や種類が年々増加しており、アレルギー対応については、調理従事者の負担とリスクの軽減を図り、児童生徒に安全で安心な給食を提供する必要があります。

文部科学省や関係機関が発出しておりますアレルギーに関するガイドラインや他自治体が行っているアレルギー対応を参考にし、安全性について、より明確化する内容としていきたいと考えております。

食物アレルギーは、児童生徒の健康や命に密接に関係するため、子供たちに安全で安心した給食を提供できるようにしていくことを目指してまいります。

また、中学生については、現在はアレルギー対応については生徒自身がアレルゲンの除去を行う対応をしておりますが、献立によっては除去できないこともあるため、周りの生徒たちと同じ給食を食べることができない場合があります。

学校給食共同調理場では、アレルギー食専用調理室により調理した除去食を提供することによ

り、今まで以上に周りの友達と同じ給食が食べられる機会が増えることとなりますので、児童生徒が給食時間を安全に、かつ楽しんで過ごすということを実現することができるものと考えます。

私からは以上です。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から、2、米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画と放課後児童クラブの関係についてお答えいたします。

(1) 小中学校の統廃合による問題点や課題をどう捉えているかについてですが、初めに小学校の統合に向けた放課後児童クラブに対する本市の対応についてお答えいたします。

平成30年3月に米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画が策定された後、市内の全ての放課後児童クラブに対して、今後の運営の意向確認を面談にて行い、各クラブからは「現在の場所で実施していくことは可能か」「子供が減っていく中で現在の運営規模が維持できるか不安だ」「放課後児童クラブの廃止や統合も考えなくてはならないのか」という声をいただきました。

これらを受け、小学校の統合に関わる放課後児童クラブの基本的な考え方について、FAQ（質疑応答）を策定し、令和3年3月に全クラブを対象に基本的な考え方について説明会を開催いたしました。その際、併せて教育委員会から米沢市立学校適正規模・適正配置推進ロードマップについての説明もさせていただいたところです。

本市の小学校の統合に関わる放課後児童クラブの基本的な考え方としては、統合される小学校区の放課後児童クラブも継続して現在の場所で運営が可能であること、その場合の移動手段として統合後の小学校から下校先であるクラブまでスクールバスで送ることが可能であることなど、いただいた御意見を踏まえた説明を行い、各放課後児童クラブから御理解を得たところです。

小学校の統合に関連して発生する課題について

は、例えば閉所するクラブの児童の受入先をどうするか、職員の雇用、備品等の処分、事務手続など様々なものがあると考えておりますが、それぞれのクラブによって状況が異なることから、その都度、地域の実情に合わせて放課後児童クラブ、教育委員会、子育て支援課が連携を図り、個別に対応してきております。

しかしながら、この二、三年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、各クラブを集めての統合する学区における放課後児童クラブの状況など、進捗に関わる説明は行ってきていなかったところです。

この間、支援員の方や運営に携わる方々もメンバーの入替えなどがあったことも考えられます。今後、教育委員会とも連携を図りながら、説明会などを開催するなど、また、不安の声にお応えできる体制を整えていきたいと考えております。

児童数の減少と放課後児童クラブの利用児童数との関係についてですが、本市の令和元年5月時点での小学生4,033人に対し、放課後児童クラブの利用児童数は1,353人で、その割合は34%でした。

令和5年5月時点では、小学生3,352人に対し、放課後児童クラブを利用している児童は1,207人で、割合は36%となっています。

クラブを利用している児童数は146人減少しているものの、クラブの利用割合は増加している状況です。

次に、(2) これからの米沢市の関わり方、指導の在り方をどう考えているかについてお答えいたします。

今後の放課後児童クラブの運営を考える上で重要になってくるのは、利用児童数の推移です。放課後児童クラブの今後の利用の見込みについては、アンケート調査に基づき今後必要となる量の見込みを算出し、提供数の確認を行いながら、不足することがないように、子ども・子育て支援事業計画の中でお示ししています。

現在の計画は令和2年から令和6年までとなっており、次期計画は来年度末までの策定を予定しており、現在、次期計画策定に向けてのアンケート調査の準備を進めているところです。

放課後児童クラブは、放課後の安全・安心な居場所として子育て支援の重要な役割を担っています。このことから、今後の放課後児童クラブの運営については、児童数の推移を見極めながら、放課後児童クラブとの情報共有に努め、必要となる保育量を確保できるよう調整を図ってまいります。

また、放課後児童クラブとの関わりについては、今までも、そしてこれからも大きく変わるものではないと考えています。放課後児童クラブの保育においては、必要に応じて国のガイドラインに沿って指導を行ってまいります。また、施設の整備と運営については、条例で定めている内容を遵守しているかなど、年に1回の実地監査により現状把握に努め、今後も指導等を行ってまいります。あわせて、先ほども述べたように、各クラブの不安の声にお応えしていきたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） まずは御答弁ありがとうございました。

順番に沿って質問席から質問させていただきます。

まずアレルギー関係ですけれども、基本的な姿勢ということで確認させていただきますが、米沢市、米沢市教育委員会はアレルギー対策をこれからも充実させていくのだと、そういう立場は変わらないものと考えてよろしいですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 アレルギーを持つお子さんが増加しているという現状を捉え、より安全な給食提供という部分ではしっかりと取り組んでいくと捉えております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 少し枕言葉的な言葉がつけましたけれども、しっかりとやっていくのだということだと思います。

それからもう一つですけれども、教育委員会としては各学校の現状、そういったものをしっかりと把握されていますか。いかがですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 現状というところで、アレルギーを持つお子さんの実態という部分であれば、毎年こちらに報告いただいております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 毎年報告いただいているというお話がありましたが、この一般質問をするに当たって、各校ごとの食物アレルギーを有する児童生徒の状況について、毎年5月1日現在でまとめられている資料を頂きたいとお話ししておりました。今年度の5月1日現在の資料はまだ手元に届いていないのです。4月から当然給食は始まっていると思いますけれども、4か月たって、内容を把握されていないのではないかとこの心配がそこで起きるわけですけれども、なぜ遅れているのでしょうか。いかがですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 学年が替わるたびに、様々相談しながら進めております。学校で取りまとめたものをこちらに報告を求めているのが夏の時期ということですので、頂戴したものを整理して、お出しできていなかったというのが現状です。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 5月1日現在の学校ごとの食材別のアレルギーを持つ生徒の人数、これが一覧になって、頂いております。ですが、今年度のものは令和5年5月1日現在でまとめられているはずのものが、まだ頂いていないということです。

ちなみにお伺いしますけれども、先ほど演壇からお伺いしましたが、公益財団法人日本学校保

健会の調査は、米沢市の小中学校は回答されていますか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 議員が先ほどおっしゃった調査については、回答できていなかったという実態がありますが、同様の内容の傾向というのは把握しております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 私、直接日本学校保健会に電話で照会させていただきました。そうしますと、新聞記事のとおり全国の小中高校を対象に調査しているのだと。回答しているかどうか、そこはお教えできないということだったのですが、当然日本学校保健会では米沢市内の小学校、中学校に対してもアンケート調査の対象として調査票をお送りしている、学校に直接なのか教育委員会を通してなのかは分かりませんが、その回答は今お聞きした限りでは回答されていなかったと。そのようなことでよろしいですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 議員が先ほど紹介してくださった調査については、本市として回答ができていなかったということです。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) この調査については直接回答してなかったけれども、アレルギーを持つ児童生徒の数、それからエピペンを使用しなければならない児童生徒の数、割合も含めて御答弁いただきました。答弁の中にありましたように、人数的には減ってはいるものの、総体として児童生徒の人数が減っている、物すごい勢いで減っているということは、この間一般質問でも申し上げさせていただきましたが、そういったことから考えると、その率というものは増えているわけです。そうしたときに、先ほど最初にお伺いしたようにやはり米沢市としてもしっかりとアレルギー対応をしていかなければならない、していくつもりだということは、これは当然のことだと思います。

実際に現場、学校で食物アレルギーに対応する方は栄養教諭または栄養士となるのではないかとと思いますが、いかがですか。それでよろしいでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 学校におけるアレルギー対応、様々な段階がありますので、校長をはじめ養護教諭、栄養教諭、また学級担任、場合によっては保健主事等、様々な職員が一緒になって取り組んでおります。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 一緒になってということで、それはそうでしょうけれども、直接食材を扱う、献立をつくる、そういったところはやはり栄養教諭の皆さん、あるいは栄養士の皆さんということになるのだらうと思います。

それでお伺いしますが、午前中に令和7年度と8年度の栄養教諭と栄養士の数の質疑がありまして、回答が出ました。令和7年度、8年度ではなくて、今現在の栄養教諭の数はどうなっているのか、それはいかがですか。お答えいただきたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 今年度配置の栄養職員につきましては、栄養教諭が5名、それから学校栄養職員が合計3名となっております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 合わせて8名ということですがけれども、今年度になって人数は減っていないでしょうか。聞くところによりますと、午前中の答弁も基準によっての人数ということで答弁されておったと思いますけれども、アレルギー対応の加配として配置されている栄養教諭あるいは栄養士、そういった方がいらっしゃるのではないかと。その方がこの間減ってきてはいないか、そういう疑問があるわけですがけれども、栄養教諭の皆さん、栄養士の皆さん、減っていませんか。いかがでしょう。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 直近のところでは、やはり人数から割り出して配置いただいております。ただ、その年によりまして、県全体の配置の中でプラスワンをこちらに頂戴できる年もあればそうではない年もあるということで、増減はございますが、大きく減っているという状況ではないと捉えております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) これまで答弁いただいたように、アレルギーを持つ児童生徒の皆さん、それから万一のときにエピペンを使用しなければならない皆さん、率としては増えているわけです。そうすると、栄養教諭の皆さん、栄養士の皆さんはやはり減らせないのではないかと、非常に大事な役割を担ってくるのではないかと思うわけです。

一方、学校給食共同調理場の要求水準書が出たわけですが、これまでの一般質問では人数によって学校給食共同調理場には複数の栄養教諭あるいは栄養士が配置される、そのためお互いに相談しながら対応していくのだという答弁を教育長もされておりました。複数というのは何人かと私がお尋ねしたところ、2人ですという答弁がこれまでありました。6,000食、あるいは6,000人、そこまでは2人だと、基準に基づけば。午前中の質疑では、法律によって決まっているのだというお話でしたけれども、それはそういう人数で間違いないですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律というものに照らし合わせまして、共同調理場であれば1,501人から6,000人までは2人配置というのが標準の基準になっております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 午前中の質疑を聞いて、私もはっと思ったのですが、1,500人とい

う数字は午前中の質疑で初めて出てきた数字だと思います。学校給食共同調理場において、1,501人以上6,000人までが2人ですと。そうしますと、1,500人を割り込んだときにどうなるという話になるわけです。

要求水準書の8ページ、9ページに将来の配送校及びクラス数等の表が載っております。令和8年度から令和22年度、中学校、それから(仮称)統合小学校、これを見ますと、令和18年度以降は子供がまだ生まれていないのですけれども、その人数がなぜかここに載っている。どうやって出したのか少し疑問ですけれども、それは置いておいて、中学校と統合小学校に学校給食共同調理場から給食を配送すると。そのときの数を合計しますと、令和19年度で1,519人、これは教職員の数も含みます。それから、令和20年度になると1,488人。1,500人を割り込みます。教職員数を含めてでも。そうすると、15年間の委託ということで計画されていますが、学校給食共同調理場、これまで複数人の栄養教諭を配置して、できますと。相談しながらやっていけますと。複数人とは何人だとお聞きしたら、2人ということでした。今日、さらにお聞きしますと、あくまで1,501人以上の場合ですということでした。そうすると、1,500人を割っていく、そのときは1人しか配置されない、そういうことになるわけです。そうすると、学校給食共同調理場を建てるのが将来にわたって必ず栄養教諭、栄養士を複数人配置するというのを確約するものではありませんよね。違いますか。いかがですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 先ほど申し上げましたとおり、標準法によりますと1,501人からということが2人配置の基準になっております。こちらは児童生徒数のみということですので、教職員数はその時点では含まずに配置が決まるということになります。

今お話にあったように、いずれ1,500人を下回る

というところが来ると思われますが、やはり標準法の規定とともに、県の考えで加配をいただいているという部分もありますので、引き続きその時点での必要な人員につきましては要求していきたいと思っております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 要求に応じてくれるかどうか、先ほど答弁があったのではないですか。多少の増減はありますと。先ほど申し上げたように、繰り返しますが、学校給食共同調理場を建てることによって必ず栄養教諭、栄養士が複数配置される、そのことは確約できませんよね。法律に基づく人数で、あくまでも県に要求して、それを認めてもらえばあるいはという話ではないのですか。今までの説明と違うのではないですか。いかがですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 先ほど答弁させていただいた人数、8名とお話ししましたが、県費の栄養職員が8名で、市として1人つけておりますので、市全体では9名おります。大変申し訳ありませんでした。

やはり県への要求はしっかりとしていきたいと思っております。また、市としての配置についても同時に考えていく予定でおります。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 改めて伺います。確約できるのですか、教育指導部長。確約できますか、できませんか。どうですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 県への要求につきましては、しっかりと要求していきますというお答えになるかと思えます。不足の部分につきましては、市としての対応についてもやはりしっかりと考えていかなければいけないと思っておりますので、考えるという点におきましてはきちんとお約束したいと思えます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 必ず複数名、2人配置はできないと、それは確約できないという答弁だと、今の答弁は誰が聞いてもそう思います。確約できますと言っていないのだから。

次に、どのようなアレルギー対策を取っているかということで伺います。

公益財団法人でアンケート調査した、ただ単に数を調査しただけではないようです。過去においてエピペンを実際に使った事例はあるのか、本人がエピペンを打てない場合、学校はどう対応するか、エピペンの保管、管理はどうなっているか、教職員間におけるエピペンの保管場所の情報共有について。それから、万一の場合に備えてエピペンを打つ訓練を行っているところもあると。その割合も示されています。

実際にエピペンを使った事例は米沢市ではあるのでしょうか。どうでしょう。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 平成28年度に、学校給食に起因したエピペンの使用実績が1件ございます。

また、今御質問にありましたエピペンの管理、あるいは情報共有、また練習というか訓練といったところにつきましても併せてお答えさせていただきます。

エピペンにつきましては、所持している児童生徒自身が接種するのが基本ですが、できない場合には養護教諭、学級担任などが適切なタイミングで接種する必要がありますので、学校においては毎年エピペンについての研修を行っているというのが現状になります。

また、保管、管理につきましては、原則自分で所持するというのが基本になります。持ち歩きが基本になりますので、ランドセル、かばんに入れて、教室にいるときにはロッカーの中に、ランドセルの中のままというのが多いかと思えますが、場合によって、学年等、様々な状況に応じて、保護者からの依頼があって職員室や保健室等での

管理のケースもございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 項目が幾つかある中で、2点ほど伺います。

エピペンの保管、管理について、これは学校ごとに保管場所、管理の仕方が異なっているものでしょうか。いかがですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 子供たち自身、本人が持つということが基本ですが、保護者との相談で決まりますので、異なるケースもございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) その場合に大事なのは、エピペンの保管場所、管理場所が教職員の皆さんできちんと共有されているかどうか、そこが非常に大事なのだと思います。

先ほど御紹介した朝日新聞の記事では、2012年に東京都調布市で起こった痛ましい事故についても報道されております。体調不良を訴えてからエピペンを打つまで14分かかったと。事故の検証委員会は、注射の遅れを指摘したと、そういうことも報道されております。当時、「クローズアップ現代」でその経過も報道されておったようですが、本人は打てなかった。先生が「これを打つのか」と本人に何とか確認して、そして打った。しかし、14分かかってしまったと、そういうことです。

学校ごとに保管場所、保管状況、そういったものが違っている、必ずしもそれが悪いとは思いませんけれども、大事なのはそれを担任の先生だけではなくきちんと教職員の皆さんが共有しているかどうか。担任の先生がいないときもあるわけですから、そこが非常に大事だと思います。

それからもう一つ。実際にエピペンを打つ訓練、エピペンはこうやって打つのだという研修はしているというお話ですが、実際に打つ訓練をしているところもアンケート調査では載っているはずです。米沢市の場合はいかがでしょう。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 学校によってエピペン所持の実態が違いますので、研修の内容については少し異なるかと思いますが、やはり所持している児童生徒が在籍している学校につきましては、練習用のエピペンを貸し出していただいて、実際、模擬ですけれども打つという、そういった訓練、研修も行っております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 時間も押していますので、1項目め、最後にお伺いしたいと思いますけれども、2021年の6月定例会、学校給食におけるアレルギー対策について、教育長はこう答弁しています。「小学校で実施している同程度の除去食の提供を中学校でも実施することができるように」取り組む。同じ9月定例会、「新たに共同調理方式を採用することにより、現行と同様の水準を確保しつつ、施設設備への工夫や指導体制の見直し等により、さらによりきめ細やかな対応が可能となる」と。教育長答弁です。実際に今入札公告をなされていますけれども、共同調理場の全容というのが明らかになりつつあると思います。この答弁のとおり、先ほど冒頭、アレルギー対応については今後もしっかりと対応していかなければならない、それは基本姿勢だと伺いました。今進めようとしている学校給食共同調理場、教育長が過去に答弁しているとおりの、よりきめ細やかな対応ができるものになりますか。今現在の考えを、教育長、教えてください。

○相田克平議長 土屋教育長。

○土屋 宏教育長 今教育指導部長からも申し上げましたけれども、アレルギーについては子供たちの数も増えている現状でありますので、何よりも大事にしなければいけないのは子供たちの安全安心でありますので、小学校も中学校も含めて安全なアレルギー対策を十分検討して、安心して子供たちが給食を喫食できるように整えていきたいと思っています。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 皆さん、質問に答えていらっしゃいますかね、今の教育長答弁。傍聴においでになっている皆さんもいらっしゃいますが、質問に答えていますかね。

もう一つ紹介したいと思います。これまで一般質問でも取り上げてきましたが、学校給食検討委員会、第5回の会議録が公開されています。そこで、栄養教諭と思われる委員が発言している。各学校のアレルギー対応食、現在やっているものと比較して、給食センターになると、「学校に届き、職員に届き、担任に届き、生徒に確実に届いたという確認をしなければならないが、その作業の煩雑さ、確認作業漏れの怖さはセンターの場合はある。自校だと自分が渡してその場で確認できる」と、こう学校給食検討委員会で栄養教諭と思われる方が発言している。その会議録が今も米沢市教育委員会のホームページに載っています。第5回、2020年11月30日です。その場で確認できる自校方式と、作業漏れの怖さがあるセンターと、誰が考えても、センターがアレルギー対応について充実させていく、その結果、その先にあるのだと思いますか。どうですか。先ほどの質問と併せて、もう一度御答弁いただけますか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 検討委員会での学校給食に関わる職員の発言の御紹介がありました。センターからということで、これまで米沢市では取り組んでいないケースですので、やはり見えていない部分というのはまだあるかと思しますので、その工程についてはしっかりと、これから共同調理場を整えていく上でアレルギー対応についてどのような手順になるかということは確認して、周知していきたいと思いますが、やはり今調理従事の方の様々な御配慮というところもあります。アレルギー対応については、作る側、そして渡す側、食べる側と、様々な立場がありますので、それぞれにとって最優先する安全というところを視点

にしながら、今後ともしっかりと整えていきたいと、そのように考えております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 要求水準書を示して、SPCの入札をしようという、そういう民間企業の方はもう準備に入っているわけですね。それで今の答弁ということになりますと、またアレルギー対応の仕方が変わるのではないかと。「え？それって示されていなかったつけ」という話になりませんか。おかしいのではないですか。要求水準書は、米沢市がこれだけは守ってくださいといえますか、やってほしい、そういう基準となるものとこれまでも答弁していますよね。それが変わるのですか、今後さらに。アレルギー対応に関して。おかしいのではないですか。非常に疑問だと思います。

一番最初の質問に戻って、本当に米沢市ではアレルギー対応の児童生徒数が率としては増えてきている。エピペンを万一の場合に使用しなければならない児童生徒も率としては増えてきている。その中で、アレルギー対応をしっかりとしなければならない。当然です。今後もそういう姿勢で臨むのだと。ですが、進めようとしている学校給食センターに関しては、中身はそういうことですが、いいのですか。非常に疑問だと申し上げておきたいと思います。

2項目に移りますが、ここも基本的な姿勢というものを確認させていただきますが、放課後児童クラブと米沢市の関係、実は業務委託の受託者と委託者という関係なわけです。米沢市放課後児童健全育成事業の業務委託契約を結んでいる。業務委託契約というのはほかにもいっぱいあるわけですが、例えば施設の維持管理だったり、ただ単にその業務委託契約にはない大変重要な業務の中身であろうと私は考えているわけですが、まず学童保育所と共に米沢市は学童保育を充実・発展させていくのだと、そういう基本方針はお持ちですか。いかがでしょう。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 先ほども壇上から述べさせていただきました、放課後の子供の安全な居場所として、子育て支援の立場から大変重要な役割を担っていただいているのが学童保育所であると考えておりますので、そのような姿勢に変わりはないと思っております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) そういう答弁を聞いて安心するわけですが、演壇でも申し上げましたが、学童保育所側では様々な問題を大変重要なこと、大変だと捉えているところがあります。今後数年のうちに、小学校がなくなった地元での事業の継続、事業の廃止、他クラブとの事業の統合、それから統合先小学校での事業の新規参入、そういったものの選択が迫られるのではないかとともに言っています。

それから、今回3月末で閉所したところも出てきたと御紹介しましたが、例えば補助金を前提に建設した施設の借金はどうなるのだろう、あるいは行政からの補助金で購入した設備や資産はどうやって処分すればいいのだろう、返金が求められるケースはないのだろうか、それから指導員の処遇はどうなるのだろう、こういった様々な重要な課題が心配事としてずっとあったわけです。それに一つ一つ対応していかなければならない。

それで、先ほど説明がありました、令和3年3月23日に米沢市立学校適正規模・適正配置推進ロードマップに係る説明会をやったということで、説明がありました。これを読みますと、FAQもついています。1つは合併用マニュアルを整備する予定はないのかという、その点についてはありませんと素っ気なく回答されているわけですけれども、閉所に向けての事務的な手続は今回米沢市では初めてのケースなわけで、それを例えばマニュアル化するというか、ガイドライン的なものをつくる、そういったことは可能なのではないかと思います、いかがですか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 確かにその時点、また昨年度は2か所閉所しておりますけれども、そのときも個別に対応が必要な中身でもありましたので、マニュアル作成ということは実際考えていなかったところではあります。確かに難しいのではないかとこの視点です。ただ、今後、共通の事務処理もございまして、そのようなマニュアル作成も検討させていただきます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 先ほど子育て支援、少子化対策としても非常に重要な事業を担っていただいていると、そういうお話がありましたが、8月10日に行われた山形県市議会議長会の講演会で、講師だった藻谷浩介さんが、女性の就業率が上がれば出生率も上がるとおっしゃっていました。やはり就業を手助けする政策、施策、そういったものが必要だろうと思っておりますし、その一つが学童保育事業の充実ということになるのだろうと思っております。ですので、これまでやってきていただいているのかもしれませんが、先ほども少し言及がありましたけれども、教育委員会と子育て支援課等との連携を強めていただいて、しっかりと学童さんへの指導、助言、そういったものをしていただきたいと思いますと申し上げて、私の質問を終わります。

以上です。

○相田克平議長 以上で17番太田克典議員の一般質問を終了いたします。

.....

散 会

○相田克平議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時29分 散 会